

児玉町遺跡調査会報告書 第9集

児玉条里遺跡

— 八幡山北田地区 —

埼玉県児玉町遺跡調査会

児玉町遺跡調査会報告書 第9集

こ だま じょう り い せき
児玉条里遺跡

はち まん やま きた だ ち く
— 八幡山北田地区 —

2000

埼玉県児玉町遺跡調査会

序

ここに報告する児玉条里遺跡は、児玉町の水田地帯に大規模に展開している古代以来の水田区画と用水堀が、永い歴史を経て今日まで残されてきた重要な文化遺産です。この児玉条里遺跡の景観は、近年の大規模な開発によって大きく変貌を遂げ、その周辺区域についても徐々に変化しています。このような景観の変化に伴って、この土地の上で展開した歴史的な営為は、遠い過去のものとして忘れ去られて行くことでしょう。

しかし、私たちはこのような土地に刻まれた歴史を、この時点で捉え観察し記録しておかなければなりません。このたび、やむを得ず現状変更されたこの歴史的遺産は、ここに記録として保存し永く後世に伝えることになりました。これらの土地に残された過去の営為の数々は、将来の私たちの住みよい文化的な生活環境を形作るためのひとつの指針であり、保護されることとともに有効に活用してゆくことが、これからの文化財保護の課題ではないかと考えております。

このたび、発掘調査報告書が刊行できましたことは、株式会社カインズの御協力や、神川町遺跡調査会をはじめとする多くの関係諸機関ならびに関係各位のご協力の賜と深く感謝いたします。このささやかな報告書は、埋蔵文化財の保護活用にとっての第一歩であるに過ぎませんが、教育・研究にたずさわる皆様のご参考となりえるならば幸いです。

平成12年3月27日

児玉町遺跡調査会
会長 富丘文雄

例 言

1. 本書は、埼玉県児玉郡児玉町大字八幡山字北田、神川町大字八日市^{さ まら}字反り町に所在する児玉条里遺跡の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、店舗建設に先立つ埋蔵文化財保存事業として、平成7年度に児玉町遺跡調査会および神川町遺跡調査会が実施したものであり、協定に基づき神川町遺跡調査会の協力を得て児玉町遺跡調査会が報告するものである。
3. 発掘調査および整理・報告書に要した経費は、株式会社カインズの委託金である。
4. 本報告に関わる発掘調査の担当は、児玉町遺跡調査会尾内俊彦・大熊季広、神川町遺跡調査会金子彰男があたった。また、編集および執筆については、神川町遺跡調査会および桜井和哉の協力を得て鈴木徳雄が行った。
5. 発掘調査及び本書作成にあたって下記の方々や機関から御助言・御協力を賜った。(順不同、敬称略)

赤熊浩一、荒川正夫、池田敏宏、井口泰基、市川 修、今井 宏、岩瀬 譲、岩田明広、太田博之、岡本幸男、大屋道則、坂本和俊、篠崎 潔、高橋一夫、田村 誠、千装 智、利根川章彦、鳥羽政之、長井正欣、中沢良一、中村倉司、長谷川勇、長谷川典明、平川 南、平田重之、福山俊彰、増田一裕、丸山 修、丸山陽一、宮瀧交二、宮本直樹、森田 梯、矢内 勲、山口逸弘、弓 明義、埼玉県教育局文化財保護課、埼玉県埋蔵文化財調査事業団、北部教育事務所、埼玉県本庄農林振興センター、神川町教育委員会、岡部町教育委員会、児玉郡市文化財担当者会

6. 本書作成の主な作業分担は、次のとおりである。
原図操作・整図（金子彰男、桜井和哉、福島礼子、倉林常子）
そ の 他（松澤浩一、藤田正美、田口照代）

目 次

序

例言

目次

第Ⅰ章 発掘調査の経緯	1
第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境	3
第Ⅲ章 検出された遺構の概要	5
1. 現行水田と灌漑の状況	
2. 検出遺構の概要	
3. 堀状遺構の年代と性格	
第Ⅳ章 児玉条里と地域社会の変化	13
1. 地域的景観の形成と河川	
2. 中世の社寺と児玉条里	
3. 八幡山周辺の変化と地域社会	
引用・参考文献	39
児玉条里基礎資料	41

写真図版

事業の組織 平成12年度（12年4月1日現在）

事業主体	児玉町遺跡調査会	
会 長	富 丘 文 雄	児玉町教育委員会教育長
事 務 局 理 事	田 島 三 郎	児玉町文化財保護審議委員長
	清 水 守 雄	児玉町文化財保護審議委員
	吉 川 音 繪	児玉町文化財保護審議委員
	大 塚 勲	児玉町総務課長
	井 上 隆 雄	児玉町農林商工課長
	出 牛 博	児玉町土木課長
	立 花 勲	児玉町都市計画課長
	前 川 由 雄	児玉町社会教育課長
監 事	小 島 和 子	児玉町文化財保護審議委員
	中 林 重	児玉町総合政策課長
幹 事	永 尾 清 一	児玉町社会教育課長補佐
	萩原千恵子	" 社会教育係主任
	恋河内昭彦	" 文化財係主任
	徳 山 寿 樹	" 文化財係主事
	大 熊 季 広	" 文化財係主事
	松 澤 浩 一	" 文化財係主事
担 当 者 幹 事	鈴 木 徳 雄	" 文化財係長
調査員	尾 内 俊 彦	児玉町遺跡調査会調査員
補助員	桜 井 和 哉	児玉町遺跡調査会補助員

第Ⅰ章 発掘調査の経緯

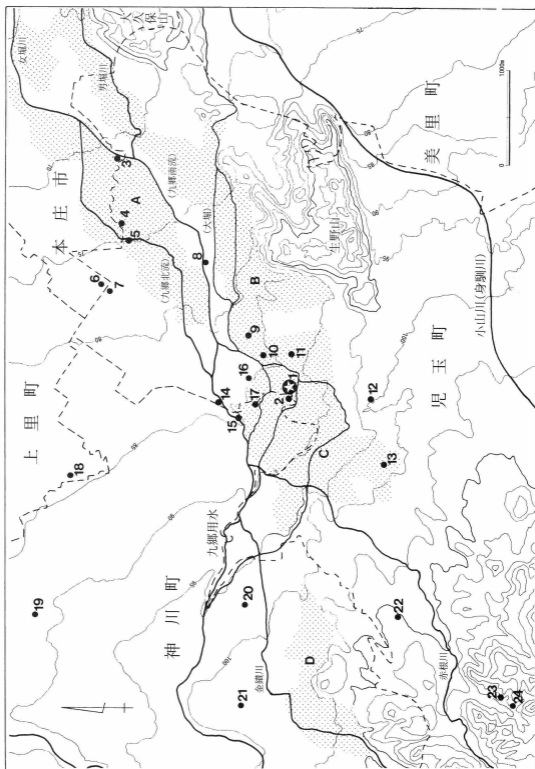
本報告にかかわる児玉条里遺跡（No.54-121）の発掘調査は、平成7年度に店舗建設に先立つ埋蔵文化財保存事業として実施したものである。調査対象区域については、平成7年1月24日に試掘調査を実施し、以後児玉町教育委員会と埋蔵文化財の保存の措置について協議調整を重ねたが、現状変更される区域について発掘調査による記録保存の措置をとることが決定したものである。この結果に基づき、児玉町遺跡調査会より平成7年4月3日付児遺調第1号をもって発掘調査届が児玉町教育委員会を経由し埼玉県教育委員会に提出された。なお、埼玉県教育委員会教育長からは、平成7年4月14日付教文第2-7号をもって発掘調査指示通知があった。また、株式会社カインズ代表取締役土屋嘉雄から平成7年4月3日付で埋蔵文化財発掘の届出が児玉町教育委員会を経由して埼玉県教育委員会に提出され、県教育委員会教育長から平成7年4月14日付教文第3-17号をもって周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等についての通知があった。なお、発掘調査の期間は、平成7年4月4日から同年4月29日である。

反り町南遺跡

なお、平成7年11月16日付で株式会社カインズ、児玉町遺跡調査会、神川町遺跡調査会の三者で協定した、児玉町八幡山北田遺跡・神川町反り町南遺跡発掘調査協定書に基づいて、ここに二つの調査区域を併せて報告するものである。（事務局）



第1図 事業施工区位置図



第2図 周辺の主要道跡

第II章 遺跡の地理的・歴史的環境

ここに報告する児玉条里遺跡（以下、単に児玉条里とする）は、旧児玉郡全域に展開していた一町方格の地割をもつ条里遺跡の総称であり、今回報告する地点は児玉郡児玉町大字八幡山字北田、および神川町大字八日市字反り町に所在している。

周辺の地形

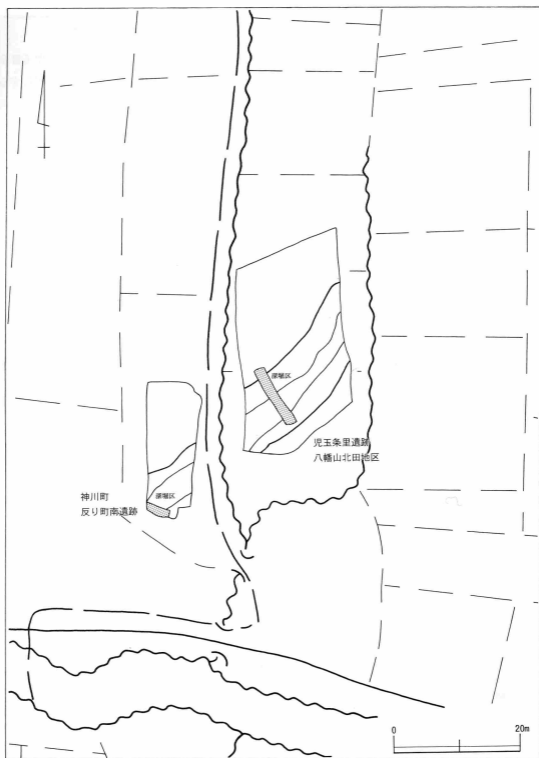
遺跡の周辺は、群馬県と埼玉県を境する神流川によって形成された洪積扇状地である本庄台地が展開している。本庄台地は、南西部で児玉丘陵に接し、また一部で八王子—高崎構造線上の断層崖を境に上武山地と接している。本庄台地は、この三波川系結晶片岩帯に相当する上武山地を水源とする女堀川（金鑽川・赤根川水系）によって開析され、おおむね東西方向の帯状をなす低地域を形成している。児玉条里は、この本庄台地低位面に相当する区域に位置しており、扇状地地形に基づく東西方向の勾配をもっており、報告する地点では標高約85mを測る。

古代の郡と郷

児玉条里の所在する児玉町は、埼玉県の北部、古代武蔵国の北部の児玉郡に比定される区域に相当している。また、児玉郡の北側は加美郡に、南西側では那珂郡、榛澤郡、南側では秩父郡に接しており、東西側は一部で上野国に接している。古代の児玉郡には、振太、岡太、草田、大井の四郷の存在が知られているが、それぞれの具体的な比定地は明らかではない。

なお、児玉条里周辺の遺跡や歴史的環境については、前稿（鈴木、1998）等でも触れるところがあり、これらを参照されたい。また、児玉条里と周辺遺跡の歴史的な推移については第四章において詳述する。

No.	名 称	No.	名 称
1	児玉条里遺跡八幡山北田地区（本報告）	15	八荒神南遺跡（金子他 1995）
2	反り町南遺跡（本報告）	16	金佐奈遺跡（徳山他 1998）
3	今井川越田遺跡（瀧瀬 1997）	17	反り町遺跡（金子他 1995）
4	藤塚遺跡A地点（徳山他 1995）	18	阿保境館跡（篠崎 1991）
5	堀向遺跡（徳山他 1995）	19	安保氏館跡（篠崎 1995）
6	将監塚遺跡（赤熊他 1988）	20	中北原遺跡（田村 1998）
7	古井戸遺跡（赤熊他 1998）	21	中道遺跡（田村 1998）
8	蛭川坊田遺跡（1990調査）	22	真鏡寺後遺跡（恋河内 1991）
9	鶴蒔遺跡（恋河内 1995）	23	山崎上ノ南遺跡B地点（1997調査）
10	樋越遺跡（恋河内 1995）	24	金草窠址
11	高縄田遺跡（恋河内 1995）	A	児玉条里北部地区
12	雉岡城址	B	児玉条里南部地区
13	一町田遺跡（鈴木 1981）	C	金屋条里
14	真下境東遺跡（鈴木 1989）	D	新里条里



第3図 発掘調査区位置図

第Ⅲ章 検出された遺構の概要

1. 現行水田と灌漑の状況

発掘調査を実施した区域（註1）は、九郷用水「薬師堂堰」から導水された用水堀が吉田林方面へと分水される地点の北側に位置し、調査区の西側の神川町大字八日市宇反町区域以西においては、明瞭な条里形地割が認められない。調査区南側の用水堀〔基図3〕は、所謂「猿尾状」の分水形態を示すものであり、この区域の基幹的用水路のひとつである。この用水堀に沿った道路は、「鎌倉街道上道」さらに「中山道脇往還」として、現行の国道254号線の路線が開設されるまでこの地域の幹線道路であった。調査区の中央を北流する用水路は、基本的にこの水路の東側を灌漑するものであり、西側については本来は別の導水路より引水していたものであろう。

女堀川の改修

調査地点の付近は、「女堀川」の河川改修によって景観が著しく変化しており、北方の主として「熊野堂堰」から導水する「忠城堰」も、現在はその機能を喪失している。また、本調査地点の南側の水路は、児玉町大字保木野の八日市境の「薬師堂堰」から分水され、現「女堀川」をサイホン（伏越し）によって「女堀川」を越えている。この現在の「女堀川」は、基本的に「赤根川」と「九郷用水南流」間を掘削し両者を連結することによって成立しているものである。ちなみに、現「女堀川」の八高線より下流から神川町八日市の区域については昭和40年度に工事が実施されたものである。したがって、この地域の灌漑と用水路の問題を考える上では、この点に十分な注意を払う必要がある。また、調査区東側の水田を灌漑する用水においても「女堀川」を挟んで伏越しが認められ、「女堀川」開鑿以前の水利系統が維持されていることは注目すべきであろう。

調査地点の南側に接する用水堀〔基図3〕は、「女堀川」を越えた地点に位置する分水堰において分岐し、所謂「猿尾状」の分水形態を呈し、三条に分水されている。また、このうち北側の水路からは、更に小規模な水路が分岐し北側の水田間の用水路へと導かれる。この水路には「樋越し」が認められ、分水に新旧のあることが推定される。

2. 検出遺構の概要

今回の調査において検出された「大堀」状の遺構は、条里形地割に斜行し、南西から北東方向に流れているものであると考えられる。この遺構は、この地割に先行する旧「赤根川」の水系に属するひとつの河道に相当するものであると推定することができる。

西壁土層の観察

本調査地点（北田地点）の土層は、土層断面ごとに記載されており、西壁の下面が中央深掘区断面の上面に沈殿する鉄分凝集面に相当する。

現水田耕作土の1層は、2層との境界に鉄分の凝集面を認めることができるが、耕作土下とは著しい不連続面を形成している。このような不連続面は圃場整備後の水田等でしばしば認められる現象であり、おそらく昭和初期の掘削によって生じたものと考えられる。1層中には浅間山系A軽石（As-A）



第4図 遺跡全体図

が混入しているが、量は少なく、現在の北側畔に掻き寄せられた純層に近い層が田面より高い位置に分布している。2層では上方の一部にA軽石（As-A）の混入が認められるが、浅間山系B軽石（As-B）も含んでいる。3層ではB軽石（As-B）が認められ、A軽石（As-A）の混入は認められない。

6層・9層は、古代水田耕作土であり、8・10層は床土層である。おそらく旧流路上に位置する低地帯に、幅狭い水田が存在していたものと考えることができる。この床土以下の土層はすべて砂質の堆積層であり、水田耕作の痕跡を確認することはできない。おそらく、西側が高く東側はやや低かったものであると考えられるところから、かつて存在されたとされる桑原は河道西側の区域に相当していたものと考えることができる。これらの土層の下面は、暗茶褐色～暗橙褐色の鉄分の沈殿層を構成しており、この面で調査を止めている。

中央深堀区の観察 20層及び27層下面が人工的に掘削されたと推定される面であり、その下部は自然的堆積層であると考えることができる。20層には炭化した自然的な流木が混入しているが、38～41層等にも流木が混入している。また、これらの土層には、2～5mm程の軽石を多量に含んでいる。この軽石はB軽石（As-B）降灰以前のものであり板鼻黄色軽石層（YP）ないしは板鼻褐色軽石層（BP）と考えられるが色調を除くとBPに近い形状をもっており、ここではBP層に対比しておきたい。このBPと考えられる軽石粒は、20層下部にも堆積しているが、二次堆積であると考えることができる。

10・11層はおそらく相互に対応する鉄分沈殿層であり、その上面がある時期の河床の底面であろう。これらは、4層を中心とする土層群にかかる掘削によって切断されており、“掘り返し”と考えることができる。また、この断面の上面は前面にわたって鉄分の凝集が認められる面をなし、西壁断面の下面に対応する。

東壁断面の観察 東壁断面では、3層には浅間山系B軽石（As-B）を含んでいる。5層は水田耕作土層であり明瞭な軽石の混入は認められない。5層以下が、砂質の堆積土層であり水田耕作等の痕跡を認めることができない。西側と東側のB軽石面の高さが異なっていることは注意すべきである。

3. 堀状遺構の年代と性格

この堀状遺構は、浅間山系B軽石の下部に存在するもので、古代に遡るものであることは確実である。しかし、遺物の出土が認められず、厳密な年代比定は困難である。ともあれ、この流路の走行が現行の条里の走行に沿わず、しかも流路の延長上には条里形地割が認められることは、この大堀状遺構が条里施工以前に遡るものであることを示唆している。

堀状遺構の性格

この堀状遺構の開鑿は、自然的な旧河道に相当する低地帯を再掘削したものであることが自然的堆積層の傾斜や土層の切断状態等から推定される。おそらくは、河川の旧流路にその時点での河道から導水したものと考えることができるであろう。ちなみに、付近に流れる「女堀川」は、古くは金屋方面から八幡山の西を抜け雉岡城の付近で現在の流路に先行する河道となったもので、赤根川と連続した現在の形態は、先に見たように近年の工事にかかるものである。金屋条里が赤根川が保木野方面に北流することを前提に灌漑されていることに注目するならば、この河道は先の金屋方面から流下する河川の系統によって生じた低地帯に相当するものと推定することができる。したがって、この堀状遺構はこれらの金屋方面から流下する水を導水したものと考えることができるであろう。しかし、先に見たように調査区の付近においては、この流路の痕跡は地表面では地割等にも表れておらず、この流末においても条里形地割が顕著に認められることに注意しておくべきであろう。ちなみに、高縄田遺跡（恋河内、1995）でも和泉式期の水路が検出されており、この堀状遺構との相互の関係を推定することができるかも知れない。また、樋越遺跡（恋河内、1995）では、この地点の条里形地割の施工が古代に遡らない例が認められる点にも注意が必要である。

現在の調査区付近の用水路〔基図3〕は、九郷用水「葉師堰」から引水されているものであり、条里水田を灌漑する用水として、用水系統を異にするものであると考えられる。この用水は、「女堀川」をサイホン（伏越）で越えていることにも注意しておきたい。ともあれ、本調査で検出されたような自然の流路を再掘削した堀状の遺構は、おそらく条里制施工前の古墳時代の開鑿の形態として、比較的普遍的な埋没河道を利用した河川の付け替え想定することができる。このことは堀向一藤塚跡跡間で検出された埋没河道（鈴木、1995）のあり方からも想起されるものである。

註(1) この区域は、調査区周辺の地権者の談によると、昭和初期頃に藤岡道（現在の国道254号線）の開設に伴って、桑原であった現地の表土下の土層を掘削し搬出したという。掘削前は、周囲の土地より幾分高かったが、掘削後は「クボッタ」と呼ばれるほど深い田圃になったということである。

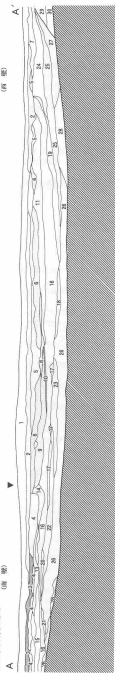
東壁セクション土層説明

- | | |
|---|---|
| 1層 暗褐色土 現耕作土 | 6層 茶褐色土 砂粒を多量に、鉄分を少量含む。しまりを有するが粘性は有する。 |
| 2層 暗茶褐色土 水田耕作の下層。鉄分を均一に、浅間山系A軽石（As-A）を少量、炭化物粒を微量含む。しまり、粘性共に有する。 | 7層 明褐色土 砂粒、鉄分を均一に含む。しまりを有するが粘性は弱い。 |
| 3層 暗茶褐色土 水田の底層。鉄分を多量に、浅間山系B軽石（As-B）を微量含む。少々硬質で粘性を有する。 | 8層 茶褐色土 鉄分を均一に、比較的細い砂粒少量含む。しまりを有するが粘性は弱い。 |
| 4層 暗褐色土 鉄分、砂粒を均一に含む。しまりを有するが粘性は弱い。 | 9層 明褐色砂 細かい砂粒主体の層。鉄分を若干含む。しまりを有するが粘性はない。 |
| 5層 明黒褐色土 鉄分の凝集石を多量に、砂粒を微量含む。非常に硬く粘性はない。 | 10層 茶褐色砂 粗い砂粒と微量の礫を主体とし、鉄分を均一に含む。しまりを有するが粘性はない。 |

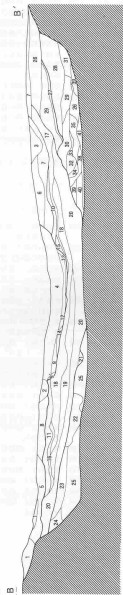
調査区西・南壁土層断面図

(西壁)

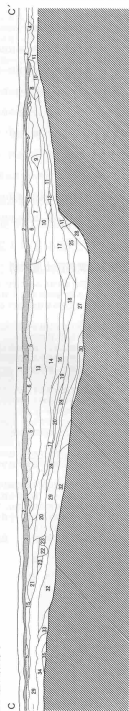
(南壁)



中央深堀区土層断面図



調査区東壁土層断面図



第5図 八幡山北田地区堀状遺構土層断面図

- 11層 茶褐色砂 粗い砂粒主体の層。鉄分を少量含む。色調は10層より明るい。しまりを弱く粘性を有する。
- 12層 明褐色砂 細かい砂粒主体の層。鉄分を微量含む全体に白っぽい。しまり弱く粘性を有する。
- 13層 茶褐色砂 砂の粒子は粗く鉄分を均一に、小礫を微量含む。しまり弱く粘性はない。
- 14層 茶褐色砂 砂の粒子は粗く縦方向の線状に鉄分が凝集している。しまり弱い。粘性はない。
- 15層 暗褐色砂 砂の粒子は普通で、鉄分を均一に、炭化細粒を微量含む。しまり強く粘性はない。
- 16層 茶褐色砂 砂の粒子は粗く、鉄分を均一に含む。しまりを有するが粘性は弱い。
- 17層 暗茶褐色砂 砂の粒子は粗く、鉄分を多量に含む凝集も見られる。しまりを有するが粘性はない。
- 18層 暗茶褐色砂 砂の粒子は粗く、鉄分を横しま状に多量に含む。しまり弱く、粘性はない。
- 19層 暗褐色砂 砂の粒子は普通で、鉄分を均一に含む。しまり弱く、粘性はない。
- 20層 褐色砂 砂の粒子は普通で、鉄分を斑点状に均一に含む。しまり弱く、粘性を有する。
- 21層 暗褐色砂 砂の粒子は普通で鉄分を多量に、小礫を微量含む。しまりは強く粘性はない。
- 22層 茶褐色砂 砂の粒子は細かく、鉄分を少量均一に含む。しまりを有するが、粘性はない。
- 23層 暗茶褐色砂 組成は22層と同じだが、色調が暗く、しまりが強い。
- 24層 茶褐色砂 砂の粒子は細かく、鉄分を均一に含む凝集も若干見られる。しまりを有するが粘性はない。
- 25層 暗茶褐色砂 砂の粒子は粗く、鉄分を少量均一に含む。しまり強く、粘性はない。
- 26層 暗褐色砂 砂の粒子は普通で、鉄分を若干含む。しまり弱く、粘性を有する。
- 27層 暗褐色砂 砂の粒子は粗く、鉄分を少量均一に含む。しまりを有するが粘性はない。
- 28層 暗褐色砂 砂の粒子は普通で、逆に塵いほど粗くなる。鉄分を少量含む。しまり弱く、粘性はない。
- 29層 暗茶褐色砂 砂の粒子は細かく全体に鉄分の凝集を斑点状に含む。しまり強く粘性はない。
- 30層 茶褐色砂 砂の粒子は細かく、鉄分を均一に含む。しまりを有するが、粘性は弱い。
- 31層 褐色砂 砂の粒子は細かく鉄分を少量含む。しまりを有するが粘性は弱い。
- 32層 茶褐色砂 組成は30層に類似するが色調が明るい。
- 33層 暗褐色砂 砂の粒子は細かく鉄分を斑点状に均一に含む。しまり強く、粘性はない。
- 34層 茶褐色砂 砂の粒子は細かく鉄分の凝集を少量含む。色調は所々褐色がかかる。しまり、粘性共有するが弱い。
- 35層 褐色砂 砂の粒子は細かく鉄分を斑点状に多量含む。しまり強く粘性はない。
- 36層 灰白色粘土

八幡山北山遺跡深堀区土層説明

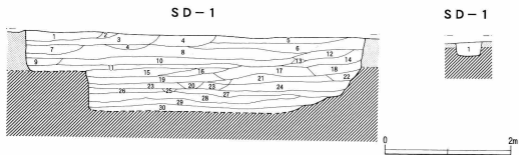
- 1層 暗褐色土 細かい砂粒と鉄分を多量に含む。しまりを有するが粘性は弱い。
- 2層 暗褐色土 鉄分を多量に細砂粒を均一に含む。しまり、粘性共に有する。
- 3層 褐色土 鉄分を多量に含む凝集が沈殿する。砂質が強い。しまり強く、粘性を有する。
- 4層 暗褐色土 細砂粒を主体とし鉄分を均一に含む。何層にも重なっており、暗褐色を示す。しまり弱く粘性はない。
- 5層 暗褐色土 性状は4層に同じ。夜露の床と思われる。色調がより暗い。
- 6層 暗褐色土 組成は1層に類似する。色調が赤味がある。
- 7層 明褐色土 鉄分を多量に、細砂粒を均一に含む。しまりが強く、粘性を有する。
- 8層 暗褐色土 組成は7層と類似するが、色調が明るく褐色を示す。
- 9層 暗褐色土 鉄分を均一に細砂粒を少量含む。しまりを有し、粘性は高い。
- 10層 暗褐色土 鉄分、細砂粒を均一に含む。しまり、粘性共に強い。
- 11層 暗褐色土 組成は10層に類似するが、色調がより明るい。
- 12層 灰褐色土 鉄分を均一に、細砂粒を少量含む。色調は褐色がかっており、しまり、粘性ともに強い。
- 13層 灰褐色土 組成は12層に類似するが、色調が暗く粘質がより高い。
- 14層 灰褐色土 組成は12層に類似するが、鉄分の含有量が少なく粘土化している。
- 15層 暗褐色土 組成は12層に類似するが色調が褐色が強い。
- 16層 灰褐色土 鉄分を少量均一に、細砂粒を微量含む。粘土化している。
- 17層 灰白色粘土 鉄分の凝集を斑点状に含む。しまり、粘性共に強い。
- 18層 暗灰白色粘土 鉄分の凝集を斑点状に少量含む。緑灰色粘土をブロック状に混入する。しまり・粘性共に強い。
- 19層 緑灰色粘土 組成は18層に類似するが、色調がより暗く、緑色がかっている。
- 20層 暗緑灰色粘土 白色スコリアと鉄分の凝集を少量含む。下部より木片が出る。しまり・粘性共に強い。
- 21層 緑灰色粘土 白色スコリア、細砂粒を少量均一に含む。しまり、粘性共に強い。
- 22層 緑灰色粘土 組成は21層に類似するが白色スコリアの含有量が少なく、より砂質が強い。
- 23層 暗灰白色粘土 鉄分の凝集を少量、白色スコリアを微量含む。しまり、粘性共に強い。
- 24層 灰白色粘土 鉄分の凝集を均一に含む。しまり、粘性共に強い。
- 25層 緑灰色粘土 白色スコリア、鉄分の凝集を微量含む。全体に木片を含有する。しまり強く、粘性を有する。
- 26層 赤褐色土 白色粘土に大量の鉄分が混入したもので、しまりは強いが粘性は弱くなっている。
- 27層 褐色土 鉄分の凝集を多量に含む。28層の層目が黒色を示す。しまり、粘性共に強い。
- 28層 褐色土 鉄分及び鉄分の凝集を多量に含むが、中央より左側は白色に近い。しまり、粘性共に強い。
- 29層 褐色土 鉄分、細砂粒を多量に含む。色調は黒味がかっており、しまり、粘性共に強い。
- 30層 暗褐色土 鉄分を多量に、細砂粒を均一に含む。しまり、粘性共に強い。
- 31層 褐色土 鉄分を多量に、細砂粒を微量含む。硬質で粘性も強い。
- 32層 茶褐色土 細砂粒、鉄分を多量に含む。しまり弱く、粘性は強い。
- 33層 白色粘土 鉄分を微量含む。しまり、粘性共に強い。
- 34層 褐色土 細砂粒を多量に含む。色調は黒味がかっている。しまり、粘性共に強い。
- 35層 褐色土 細砂粒を多量に、鉄分を均一に含む。しまり、粘性共に強い。
- 36層 茶褐色土 鉄分、細砂粒を均一に含む。硬質で粘性も強い。
- 37層 褐色土 細砂粒、鉄分を多量に含む。薄く重なっており粘性も強い。
- 38層 灰白色粘土 細砂粒、鉄分を少量含む。軟質だが粘性は強い。
- 39層 灰白色粘土 鉄分を微量含む。軟質だが粘性は強い。
- 40層 灰白色粘土 細砂粒を多量に、鉄分を少量含む。しまり、粘性共に強い。
- 41層 灰白色粘土 組成は40層に類似するが色調は暗く砂質が強い。

南壁土層説明

- 1層 暗褐色土 埋構作土 基1
- 2層 暗茶褐色土 水田耕作の下部。浅間山A層石 (As-A)。鉄分を含む。基1
- 3層 暗茶褐色土 鉄分の凝集を斑点状に少量。浅間山A層石 (As-A)。炭化物粒を微量含む。しまりを有するが粘性はない。
- 4層 暗茶褐色土 粗い砂粒を多量に、鉄分の凝集を少量含む。しまりを有するが粘性はない。
- 5層 暗茶褐色土 鉄分の凝集を多量に炭化物粒、小礫を微量含む。しまり、粘性共に有する。
- 6層 暗褐色土 鉄分を多量に、白色粒子、炭化物粒を微量含む。しまり、粘性共に有する。
- 7層 暗茶褐色土 組成は5層に類似するが、鉄分の含有量が少ない。
- 8層 暗褐色土 鉄分の凝集を帯状に多量に含む。しまり、粘性共に有する。
- 9層 暗褐色土 鉄分を多量に、砂粒を少量均一に含む。しまり、粘性共に有する。
- 10層 茶褐色土 鉄分を多量に含む。しまり弱く、粘性はない。
- 11層 褐色砂 鉄分を多量に、炭化微粒を微量含む。しまりを有するが、粘性はない。
- 12層 明褐色砂 砂の粒子は粗く、鉄分を斑点状に含む。しまりを有するが、粘性はない。
- 13層 暗茶褐色砂 砂の粒子は粗く、鉄分を斑点状に少量含む。しまりを有するが、粘性はない。
- 14層 暗褐色砂 砂の粒子は普通で鉄分を均一に含む。しまりを有するが、粘性はない。

- 15層 明褐色砂 砂の粒子は細かく鉄分の凝集を斑点状に少量含む。しまりを有するが粘性はない。
- 16層 褐色砂 砂の粒子は普通で鉄分を均一に、炭化物粒を微量含む。しまりを有するが粘性はない。
- 17層 茶褐色砂 砂の粒子は細かく、鉄分を少量均一に含む。しまり、粘性共に弱い。
- 18層 茶褐色砂 組成は17層に類似するが鉄分の含有量が多く、粘性はない。
- 19層 暗褐色砂 砂の粒子は普通で鉄分を多量に含む。
- 20層 茶褐色砂 砂の粒子は細かく鉄分を均一に、炭化物粒を微量含む。橙色粘土をブロック状に混入する。しまり、粘性共に有するが弱い。
- 21層 茶褐色砂 組成は20層に類似するが、鉄分の含有量が少ない。
- 22層 褐色砂 砂の粒子は普通で鉄分を均一に、白色粒子を微量含む。しまりを有するが、粘性はない。
- 23層 茶褐色砂 砂の粒子は普通で鉄分を多量に、炭化物粒、白色粒子を微量含む。しまりを有するが粘性はない。
- 24層 褐色砂 砂の粒子は細かく鉄分を下層に小砂利、白色粒子を微量含む。色調は白身がかった。しまりは強く粘性はない。
- 25層 暗褐色砂 砂の粒子は細かく鉄分を多量に、鉄分の凝集を斑点状に含む。しまりを有するが粘性はない。
- 26層 暗褐色砂 砂の粒子は細かく鉄分を多量均一に、炭化物粒を少量含む。しまりを有するが粘性はない。
- 27層 灰褐色粘質土 鉄分の凝集を少量均一に含む。しまり、粘性共に強い。
- 28層 橙褐色砂 砂の粒子は細かく鉄分を多量に含む。白色粘土を混入する。しまり強く、粘性はない。
- 29層 茶褐色粘土 基IV
- 30層 赤褐色粘土 39層に多量の鉄分がしみこんだ為全体に赤味をおびる。非常に硬く粘性は弱い。

反り町区の観察 調査区相互の土層の対比は難しいが、26・27層が河床に相当するような土層であり、深掘区土層の再掘剖面に相当すると推定される20層及び27層下面が、概ねこれに対比されるであろう。また、軽石の混入する30層は、板鼻褐色軽石(BP)と推定しえる軽石を含む、38~41層が対比されると考えてよいであろう。



第6図 反り町地区 SD-1・2

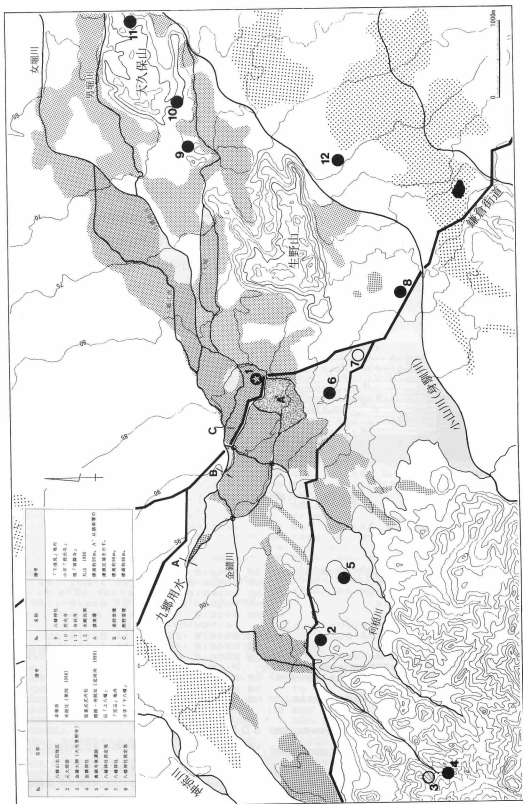
SD1土層説明

- 1層 暗黄褐色砂層 (きめがやや粗く、しまりはない。鉄分を斑点状に含む。)
- 2層 黄黄褐色砂層 (黒色土を含む。しまりなし。)
- 3層 黄褐色砂層 (鉄分やや多く、小石少し含む。)
- 4層 褐色砂層 (小石少し。鉄分やや多く含む。)
- 5層 黄褐色砂層 (鉄分を斑点状に多く含む。)
- 6層 褐色砂礫層 (小礫を多く含む。鉄分をやや多く含む。)
- 7層 褐色砂層 (やや粗い砂層を主体。鉄分をやや多く含む。)
- 8層 褐色砂層 (鉄分をやや多く含む。)
- 9層 赤褐色砂層 (鉄分を多量に含む砂層。細かい砂を主体。)
- 10層 暗褐色砂層 (細かい砂粒を主体。鉄分を斑点状に多く含む。)
- 11層 灰赤褐色砂層 (細かい砂粒を主体。鉄分を多量に含む。斑点状の箇所も多くみられる。)
- 12層 灰黄色粘質土 (砂粒少し、ややしまる。鉄分を斑点状に多く含む。)
- 13層 暗褐色砂層 (砂粒・小石を主体。)
- 14層 淡灰褐色砂層 (細かい砂を主体。鉄分を斑点状に含む。)
- 15層 灰黄褐色粘砂土層 (きめやや粗く、ややしまる。鉄分を多量に、砂粒多く含む。)
- 16層 灰黄色粘質土層 (きめやや粗く、ややしまる。鉄分多く、砂粒少し含む。)
- 17層 灰赤褐色砂層 (砂粒を主体。鉄分を多く含む。)
- 18層 灰赤褐色粘質土層 (砂粒を多量に、鉄分を多く含む。)
- 19層 灰白色粘土層 (きめ細かく、しまる。鉄分を斑点状に多く含む。)
- 20層 灰白色粘土層 (鉄分を斑点状に多く含む。きめ細かく、しまる。)
- 21層 灰白色粘土層 (鉄分を多量に含む。きめ細かく、しまる。)
- 22層 灰褐色粘砂土層 (鉄分を斑点状に多量に、砂粒を多く含む。)
- 23層 灰白色粘土層 (きめ細かく、しまる。鉄分を斑点状に少し含む。)
- 24層 灰白色粘土層 (きめ細かく、しまる。鉄分を多く含む。)
- 1から2層はSD1の上層の覆土。
- 25層 赤褐色粘土層 (きめ細かく、しまる。鉄分を多量に含む。)
- 26層 灰褐色粘土層 (きめ細かく、しまる。鉄分を少し含む。)
- 27層 黒灰褐色粘土層 (鉄分を上の方に斑点状に多く含む。きめ細かい。)
- 28・29層は河床の土。
- 28層 灰褐色粘土層 (きめ細かくしまる。鉄分を斑点状に多く含む。)
- 29層 灰白色粘土層 (きめ細かくしまる。鉄分を斑点状に多く含む。)
- 30層 灰褐色粘砂土層 (きめやや粗く、ややしまる。鉄分を斑点状に多し、軽石(1mm)を多量に含む。)

SD2土層説明

- 1層 青灰色砂質層 (しまり粘性ともに弱い。鉄分と黄色粒少し含む。)
- A層 黒色土層
- B層 黄褐色砂層 (鉄分の凝集を斑点状に多く含む。)

(神川町遺跡調査会)



第7図 兒玉地域の社寺と用水堀

第IV章 児玉条里と地域社会の変化

—児玉地域の変遷と共同性を巡って—

はじめに

児玉条里遺跡とそれに関わる灌漑と開発については、すでに幾つかの考案を示してきたところである。しかし、児玉地域の開発とその推移を考える上で重要な条里遺跡の周辺問題については触れ得なかった部分も多い。とりわけ、条里施工区域以外の土地との関連から条里施工区域を構造的に位置づける作業は極めて不十分であり、また近世の水田や条里水田等の変化についての検討が充分ではなかった。また、古代加美郡や榛澤郡に関わる発掘調査報告書が続々と刊行され、その様相が漸次明らかとなり、児玉郡と対比が可能な状況となってきた。

本章の視点

ここでは、本報告にかかる児玉町大字八幡山北田地区および隣接する神川町大字八日市反町南地区の調査事例を基礎に、条里遺跡を含むこの地域の景観の推移について、条里区域を非条里区域との対比において概観することを目的とする。言い換えれば、本章は周辺問題から条里景観を垣間見たネガティブな条里景観論として捉えることもできるであろう。また、従前より九郷用水と金鑽神社については分析してきたところであるが、その他の神社や寺院等の関わりについては分析が充分ではなかった。ここではこれらと併せ、児玉地域の推移と神仏との関連や慣習の基盤について概観し、今後の地域研究に関わる問題意識の一端を示したい(註1)。

1. 地域的景観の形成と河川

a. 大化前代とそれ以降の地域圏

児玉郡における古代の集落占地の推移とその傾向については、既刊の報文中で触れてきたところであるが、ここではこれらに伴う開発と共に地域社会の基層的枠組みについて考えてみたい。

水系と地域圏

武蔵国最北部に位置する児玉郡を含む地域圏は、概ね後の郡域が、水系に沿って細長く展開し、特定の地形的区分に遍在しないことを積極的に評価するならば、このような水系を基盤に郡域が設定されている側面を認めることができるであろう。このように見ると、小山川水系の支流にあたる、金鑽川・赤根川水系の低地・台地・丘陵・山地を含む区域を、後の「児玉郡」の主要な区域として捉えることができる。また、志戸川・天神川水系を「那珂郡」、藤治川水系を「榛澤郡」の主要な区域として考えることもできよう。このように、小山川から分岐する水系のそれぞれがひとつの郡域を構成していると思えることが

きる。また、これに隣接するこれ以外の区域も概ね小山水系に相当しているが、「加美郡」は開発がやや新しく神流川・烏川等の低地域とそれに沿った区域に相当している。また、「幡羅郡」も小山水系流末の利根川の低地に相当していると思ふことができる点にも注目しておくべきであろう。

ともあれ、これらの区域は、それぞれが小山川とその支流という水系の分岐・合流の関係で捉えられることを積極的に評価するならば、郡域の分割は単に政治的な過程ではなく自然的基礎をもつ小地域圏によって構成されていると考えることができる。また、小山水系の全体がひとつの地域圏として位置づけられることも、相互の関連から考えてひとつの妥当性をもっているものと見做し得るであろう。このようなこの地域の地域圏を、ここでは仮に“武蔵北部地域圏”と呼称しておこう。ともあれ、国家がひとつの体系的な政治的編成であるならば、もちろん「地方」においても国家的編成の過程が跡づけられなければならないであろう。

北武蔵の氏姓

古代の北武蔵を考える上では、児玉町山崎上ノ南遺跡から検出された紀年銘木簡（大熊、1998）の銘文が、多くの問題を提起するところである。この木簡は、「檜前マ名代女上寺稲肆拾束 寶龜二年十月二日税長大伴国足」という銘文をもっている（註2）。この木簡に記載されたような「檜前部」や「大伴」という部姓等は、「大化前代」のこの地域の編成を垣間見る重要な視点を提供するものであろう。今日までに知られている、現児玉郡を構成する旧加美・児玉・那賀の三郡に認められる氏姓名には、大伴直・大伴・大伴部、檜前舍人直・檜前舍人・檜前部、大田部、穴戸直等が確認されており、同一のウジ等が比較的濃密に分布していることに注目しておきたい。

安閑・宣化朝

ちなみに檜前部は、宣化朝（536～539）に設置された名代にかかわるものと考えられるならば、安閑朝（535）に設置されたと推定されている「緑埜屯倉」と、この檜前部等の分布が接していることは必ずしも偶然ではないであろう。おそらく「緑埜屯倉」の設置に引き続いて、これに接する現群馬県佐波郡から現児玉郡の区域に名代（檜前部）が設置されたものとも考えることもできるであろう。

また、上野国分寺から緑野郡周辺で製作されたと推定される平瓦に、安閑朝に設置されたとされる「勾舍人」という線刻が認められる（松田、1996）ことに注目しておくべきである。このように安閑朝に緑野郡周辺に「勾舍人」が設置されているとするならば、宣化朝に設置されたと考えることのできる檜前舍人直、檜前舍人が加美郡や那珂郡に認められることは、この時期の東国にかかる政策的なあり方を窺うことができるであろう。言い換えるならば、この地域では屯倉の設置に続いて、相次いで「部」と「舍人」が設置されており、相互に関連をもった政策的背景を窺わせるものとも考えることができる。この背景に

は、継体朝から欽明朝に至る、安閑・宣化と欽明との皇位をめぐる抗争との関連にも注目しておく必要があろう。

また、加美郡の人とされる檜前舍人直由加磨は、土師氏と同祖とされ、神流川を挟んで対峙する緑野郡の土師神社等との関連をも窺うことができる。またこれらには、カバネに「直」がつくことを積極的に評価するならば、これらが伝統的な在地首長的秩序に基づいた編制であると考えられることができる。このように考えるならば、推古朝に集中的に屯倉が設置されたことを意図的に編集したとする、原島礼二氏の想定は成立することが難しいであろう。むしろ、「緑埜屯倉」の設置を契機にこれに接する区域が名代化され、あるいは舍人が設置されたと考えることが合理的であるように思われる。

武蔵北部地域圏

ともあれ、6世紀前半代の現児玉郡地域は、「武蔵北部地域圏」とも呼ぶべき、ある種の地域圏を構成していたことを想定することができる。先の、この地域に見られるウジ・カバネ等に基づく階層的な統属関係を軸に考えるならば、この編制は、地域的に限定されながらも、これらが先の水系の支流や今日の郡域を越えて多重に分布しているところから、郡に相当するような小地域圏が、個別に部や舍人等に編制されたのではなく、これらの分布するより上位の地域圏の内部が分割されたものと考えられることができるであろう。もちろん、このような分布の示すところは、6世紀前半以降の移住の問題も考慮しなければならないことは言うまでもないが、郡に分割以前の関係性が、このような編制の痕跡として遺存していると思ふことは可能であろう。

ともあれ、旧加美郡・児玉郡・那珂郡・榛澤郡等の埼玉県北部の区域は、坂本和俊氏によって、大化前代のひとつのまとまりをもった地域として捉えられている(坂本, 1991)。この地域の低地域の開発は、既に4世紀代に開始され、5世紀代には先に見たような旧河道の開鑿や改修を伴う安定した灌漑システムが完成していることが推定される。この地域においては、先に見たように「直」のカバネをもつ人名が複数確認されているが、開発は6世紀以前に既に実施されており、すでに小地域圏への移行の兆しは生じている。

考古学的現象

7世紀に入ると古墳その他において、地域圏内に小地域的な差異が生じており、考古資料の地域圏の形成から考えるならば、孝徳朝以前に既にこの地域圏の内部に分裂が兆していることにも注意すべきである。しかし、水田の開発はこの時期(鬼高Ⅱ期)にはむしろ停滞的であり、大規模な集落には分解傾向も認められ、むしろ丘陵部の開墾と移住が促進されていることにも注目すべきであろう。ともあれ、この武蔵北部の地域圏について、いまこれを鮮明に辿ることは容易ではないが、同一の氏姓名をもつことと後期古墳の造営に一定の相関があるならば、6世紀前半以降に群集墳の画期を見い出さなければならないで

あろう。しかし、後期古墳と政治的な過程との関係についても、直接これを明らかにすることは難しい。

ちなみに、この地域の結晶片岩を用いた所謂「模様積み」横穴式石室を、志村哲氏は「緑埴型石室」として捉えられていることは注目すべき見解であると思われる。しかし、所謂「模様積み」の横穴式石室は、6世紀後半以降に形成されたものと推定されるところから、直接「緑埴屯倉」の設置を契機として成立するものではない(増田、1996)。また、この石室の分布が、後の上野国緑野郡ばかりでなく武蔵国児玉郡周辺にも比較的濃密に分布しているところから、直接これらを「緑埴屯倉」に対応させることも困難である(註3)。

安閑朝の屯倉設置と宣化朝の名代の設置、および舎人の設置は、相次いで実施された一連の政治的過程として捉えることが可能であれば、このような動向の中で石室の形態を捉え返すことも必要であろう。この地域における所謂「毛野型」の石室の成立も同様である。しかし、その分布は、現児玉郡と大里郡北部および秩父郡の一部にわたるものであることは注意しておくべき点である。また、6世紀に見られた海綿骨針と結晶片岩粒を胎土に含む埴輪の供給関係も特定の交通形態の存在を示すものであろう(井口、1997)。このように、武蔵北部地域の考古学的現象からは上野地域を含んだ多重の地域的關係を認めることができるが、武蔵地域内では荒川以北をひとつの地域圏と捉えることが可能であり、この地域に隣接する大伴部の居住する秩父郡の評価がひとつの問題となろう。また、時期は下るが、軒丸瓦の同范関係について、「檜前氏」に関わる関係によってもたらされたものと、高橋一夫氏(高橋、1994)によって推定されていることも参考になろう。

立評の問題

児玉郡周辺における「立評」問題については、近年急速に研究が進展している。そのひとつの契機となったものに、「无耶志国仲評中里布奈大費一斗五升」との記載のある飛鳥京跡第131次調査出土の木簡がある。この木簡に見られる「仲評中里」は、後の那珂郡那加に相当する現在の児玉郡美里町中里附近に比定されるものであり、この地域が飛鳥浄御原令前後の時期に「評」に編成されていたことが明らかとなった。

この木簡の意義については、既に幾つかの論攷によって触れられるところがある。とりわけ荒井秀規氏は、この地域は孝徳朝に初期の立評としてカミ・ナカ・シモの三評に分割され、更に飛鳥浄御原令(689)前後にカミ評が加美評・児玉評の二つに、ナカ評が仲評・榛澤評に分割され、シモ評が幡羅評(後7郷)へと変化し、これらをもとに大宝令段階(702)で郡制が施行されたと推定されている(荒井、1998)。このように考えるならば、岡部町中宿遺跡は、7世紀末頃より継続的に正倉と考えられる建物群が形成されており、その古い部分は「榛

澤評」の正倉と推定されていることは首肯されよう。また、この正倉は、「榛澤評」の立評に伴って設置された可能性を積極的に検討すべきであると思われる(註4)。言い換えると、この地域の後の郡衙の基礎となる新「評」衙は、7世紀第4四半期に形成されたと見るべきであり、少なくとも旧「評」に関わる施設は、それぞれ個別に存在したと推定する考案には再検討が必要であろう。したがって、7世紀中葉～後半期に各評の機構がこの地区に確立していたと考えることは難しい。ともあれ、鬼高期におけるこの地域の動向を考えるならば「シモ評」の扱いについては更に検討が必要であるように思われるが、このような「郡」の形成過程については、既に坂本和俊氏(坂本, 1991)が検討されているところである(註5)。

建郡の過程

荒川以北の現「児玉郡」を中心とする武蔵北部の地域が、「大化前代」においてひとつの地域圏を構成していたことは既に大方の認めるところである。これらの地域は、小山川水系のまとまりとして捉えることが可能であり、概ね小山川の支流の水系ごとの地域的なまとまりを基礎に分割された区域を前提に、「評」あるいは「郡」に編制されたものが律令期の郡域であると考えてよいであろう。また、小地域圏への分割と加美郡等で推定されているような渡来系氏族の移住をひとつの政治的な過程として認め得るならば、この地域の推移は緑野郡等の一部を割いて建郡された「多胡郡」の建郡に至る一連の政治的な過程として捉えることができるであろう。

b. 児玉条里以前の水路と河道

このような武蔵国北部における小山川流域の地域圏の問題については、考古学的分析によって確認されるべきである。このような律令的編成と、7世紀中葉以降のこの地域の集落の移動が何らかの形で関わっていたものと考えられることができるが、これとともに灌漑用水や水田等の耕地の開発が有機的に関わっているものであり、先の水系を基礎とする小地域圏との相関が継承されているのであれば、先の政治的な過程もまた、この地域の伝統的な秩序に依存して展開していたことを窺うことができるであろう。ここでは、この地域の小地域圏の基盤のひとつとして捉えることのできる小山川の支流にかかわる局地的な水系と、これにかかる水路や河川の流路の具体的な変更の一端について垣間見てみよう。

埋没河道の性格

今回の調査にかかる児玉条里遺跡八幡山北田地区においては、一条の埋没河川跡が検出されている。この埋没河川跡は、かつて“反り町南—北田水路”(鈴木, 1996)と仮称したものであり、調査区内においても小さく蛇行し、計画的な開鑿路線ではないことは明白である。おそらく低地帯の発達から推定するならば、旧「赤根川」の水系に属する河道であろう。しかし、河道の堆積状態等

に人工的な掘削の痕跡を認めることができることから、河川跡を再掘削したものと考えることができる。この河川跡の機能していた時期は、河川跡が埋没後に堆積した土層の上部に浅間山系B軽石（As-B）が堆積しているところから古代に遡るものであることは確認されるが、厳密な時期については不明である。しかし、この流路は条里形地割をもつ耕作土層によって被覆されていることが認め得るところから、この施工以前に既に機能が停止していたものと考えてよいであろう。

また、かつて「上真下水路跡」と呼称した児玉町金佐奈遺跡（徳山他、1997・大熊他、1999）および神川町反り町遺跡（金子他、1995）等で検出された鬼高期の埋没河川跡は、低地帯の発達から推定するならば旧「金鑽川」の流路のひとつと推定することが可能であるが、この河道においては、より明確に人工的な掘削の痕跡を捉えることができる。この水路跡は、発掘調査の結果、覆土の中位から榛名山二ツ岳を給源とする噴出物（Hr-FA）の堆積が確認され、その開鑿はこれを遡るものであり、上層からは鬼高Ⅱ式の土器群が検出されている。この水路の流末は、本遺跡の約600m北東の区域周辺で「金鑽川」本流と合流するものと推定されている（大熊、1999）。

集落と埋没河道

このほか、以前に推定した「蛭川埋没河川跡」（鈴木、1995）は、本市今井川越田遺跡の報告（瀧瀬、1998他）によって、より具体的な流末の状況と和泉～鬼高期に機能していた状況が明らかとなった。ただし、現状では児玉町川越田遺跡（恋河内、1993）で検出された河川跡と同一の流路であると考えることについては、再検討が必要かも知れない。むしろ、これらの埋没時期を考えるならば川越田遺跡や後張遺跡等で検出された河川跡は、これよりも古く埋没が完了しており、同一流路の下流域が埋没し上流域に水流が存在したことは考えられないところから、複数の埋没河川跡に関わる水路が存在していたことを想起すべきであろう。ちなみに、今井川越田遺跡で検出された「第一号道路跡」（井上、1997）は、東側に傾斜する階段状の遺構であり、6世紀代にはこの東側の現「女堀川」に相当するような位置に低地帯があったことが推定される。このような低地帯の存在と、現在の女堀川に沿うような幾つもの旧河道の蛇行する痕跡や自然堤防の発達を積極的に評価するならば、「蛭川埋没河川跡」とは別に現「女堀川」に相当する河道の存在を想定すべきであろう。したがって、それぞれの埋没河道はひとつの経路で結ばれるのではなく、埋没時期の異なる複数系統の存在を想定することができる。今井川越田遺跡は、主として6世紀中葉から7世紀中葉に営まれた集落であり、これ以降廃絶されるようである（磯崎、1998）。また、児玉町藤塚遺跡（徳山他、1996他）等、鬼高Ⅱ式の時期には、この河道に沿って集落が展開していることも積極的に評価すべき点である。

ともあれ、これらの旧河道による灌漑水路は、鬼高Ⅰ式を遡る和泉式ないしはそれ以前の時期に、その開鑿や改修が実施され、鬼高Ⅱ式の時期まで利用されていたものと考えられることができる。

古墳時代の灌漑

このように、児玉条里遺跡に先行する古墳時代の幹線用水となった河道は、随所に人為的な変形を認め得るとはいえ、自然的な形態に規定されており、計画的な開鑿路線を採用している律令期の幹線水路とはその外観を大きく異にしている。これらの河道の流路は、「蛭川埋没河川跡」では圃場整備実施以前の地表面から確認し得る存在であったものの、本報告にかかる八幡山北田地点や金佐奈遺跡で確認された遺構の流路は、その後の開発によってその河道の痕跡が地表面に残存していなかったものである。ともあれ、この地域の古墳時代の開発においては、埋没河道を人為的に加工し、幹線水路として利用するという灌漑方式の存在が推定されよう（鈴木、1997）。

このような地形に比較的制約された旧河道の再掘削を伴う用水は、どの様にして灌漑に用いられたのであろうか。この点については、いまなお不明な点が多いが、この河川跡の東 約500m程の位置にある児玉町高縄田遺跡（恋河内、1995）において、和泉式後半期以前の用水路と考えることのできる溝状遺構が検出されており、ここでみた旧河道の再掘削による水路との相互の関連が注目されることである。このような、自然河川の旧河道を基礎とする水路から引水されたと考えられる用水路は、藤塚遺跡第1号溝や第2号溝をはじめ児玉北部地区等においても幾つかの例が確認されており、この時期の灌漑形態のひとつとして捉えることができる。

このように、この地域の古墳時代の灌漑形態は、比較的広範囲の灌漑を実現していたと推定し得るとはいえ、基本的には自然的水系に依存した分水関係の局地的連鎖的な形態による灌漑方式であると見做すことができるであろう。言い換えると、これらの自然的水系から分岐する用水相互の関係が、この地域の開発や耕作の前提であり、後の郡域の形成の基礎をなす、ひとつの規定的要因を構成しているものと見做すことができるであろう。

c. 河川流路の変更と水路

先に見たように、この地域の河川は、古墳時代以降、何らかの人為的改変が加えられていると捉えるべきものが多く、「河川」というものがすべて自然の造形にかかるものであるという素朴な枠組みは成立する基盤に乏しい。例えば、「金鑽川」の流路変更については、その流路等の分析から、かつて古代に実施されたものと推定したところである（鈴木、1996他）。また、旧「金鑽川」を水源とする「上真下水路」等の旧河道においても、鬼高Ⅱ式以降に埋没が進行し、

金鑽川の流路

この水系のより上流域での流路に変更があったことを窺わせる。

この「金鑽川」は、神川町新里において条里形地割に沿って曲折し、「猿楽堰」で分水された用水堀と交差しながら、自然的な流路によって開析されたと考えることのできる低地帯よりも上流部で「九郷用水」に合流するものである。このような古代に実施されたと考えることのできる流路の変更については、直接の考古学的な調査に基づくものではないが、金鑽川の自然的流路と推定することのできる低地帯の下流域において、古代に流路変更したと考えられる「赤根川」の流路が交差し、これに先立って「金鑽川」の流路が変更されていたと認識し得るところからその流路の変更時期を推定することができる。このような古代の流路変更の立場に対して、最近この「金鑽川」の流路の変更時期を神川町北下原遺跡（田村他、1998）等の検討から中世以降と推定する見解も提起されている。しかし、この推定においても神川町北下原遺跡と保木野境遺跡との間に開鑿されているという他には必ずしも明確な根拠は示されていないようである。

「金鑽川」は、神川町新里周辺において条里形地割に沿って曲折しており、この区域の「新里条里」とも呼ばれる条里形地割の施工と相関をもっている可能性がある。金鑽川の自然的な流路によって開鑿されたと考えることのできる保木野方面に延びる低地帯は、この河川の主要な灌漑区域から除かれ、赤根川流域の灌漑系統に編成され、赤根川が北上しながら九郷用水に合流させることによって、「九郷用水」の流域全体の系統的な用水利用に供されている。これらは、ある意味で、自然的な水系のもつ局地連鎖的な水利体系を否定し、「九郷用水」の水系全体の再編成に基づいて成立している灌漑体系であると見做すことができるであろう。

流路変更の時期

このような「金鑽川」の流路変更の問題を考える上では、神川町中道遺跡等で検出されている用水路跡の検出例が参考になるであろう。具体的には、一連の溝として捉えることのできる中道遺跡第21地点SD4、同第25地点SD4、中北原遺跡第2地点SD1、同第4地点SD3がこれに相当し、7世紀終末頃に開鑿された生活用水として利用された水路と推定されている（田村他、1998）。この用水の流路が、「金鑽川」方向に向かっていることを積極的に評価するならば、その水源にこれを充てることが合理的であるように思われる。また、中道遺跡の集落の動態は、鬼高期以降、住居間の空間が拡大する傾向とともに、集落域そのものが東側へと拡散する状況が捉えられている（田村他、1998）。これらの点に注目するならば、中道遺跡周辺区域の集落域の推移と生活用水の確保、あるいは条里形地割に沿った金鑽川の流路の変更等が無理なく説明し得るであろう。

このような関係は、先の将監塚・古井戸遺跡周辺の集落の動態や大溝の開鑿、

あるいは条里の施工開始の年代と対応するものであり、さらに古代加美郡に相当する神川町を中心とする臼樹原・檜下遺跡周辺の中原遺跡（篠崎、1999）等で検出されている「女堀大溝」の開鑿とも容易に対比し得るものであろう（註6）。おそらく、このような変化は、児玉郡域をはじめ、ここで見た近接する加美郡あるいは榛澤郡等の動きとも連動する、広大な遺跡群の動態に関わる一定の政治的背景をもつ変化として捉えるならば、これらの遺跡群相互の関係を無理なく捉えることができるであろう。

ともあれ、この金鑽川の流路変更の時期についての推定もまた積極的な根拠に乏しく、「猿楽堰」との交差や、先の旧流路の低地帯を横断する「赤根川」の存在と児玉郡地域の遺跡群からの状況的判断によるものであるところから、今後の検討が必要であることはいうまでもないであろう。しかし、「金鑽川」の中世の開鑿を想定する場合は、これらの問題についての何らかの合理的な説明が必要になるとともに、金鑽川が現在の金鑽神社付近を源流としていることの意義についても考えておかななくてはならないであろう。この「金鑽川」の流路の変更は、この神祇のもつ観念形態の再編をも想起させるものである。

灌漑系統と神祇

篠崎潔氏は、児玉郡や那賀郡の例を前提に、ひとつの灌漑系統に対して一座の式内社が対応する可能性を指摘し、加美郡においては四系統の灌漑系統の存在が想定されるところから、四座の式内社が存在すると評価したことに注目しておくべきであろう（篠崎、1999）。この見解は、「女堀大溝」の近傍に式内社の比定地のひとつとされる今城青坂稲実池上神社が鎮座していることを積極的に評価した結果であろうと思われるが、その論証は難しい。しかし、古代の神祇と灌漑系統の問題については、今後も検討して行くべき課題であろう。ともあれ、児玉郡域の式内社である金鑽神社は、水源神的な分水神の性格をもっていることはかつて推定したところであるが、このような在地的な神祇が国家的に編制されて行く過程や、これらが変化して行く過程にも注意しておくべきであろう。

2. 中世の社寺と児玉条里

a. 中世の神社と児玉地域

ここで、中世におけるこの地域の神祇信仰のもつ意義について考えてみよう。「児玉庄」の荘域には、別稿（鈴木、2000）で推定したように「本庄」以外の荘域を含んでいたと考えることができるが、児玉町八幡山区域は「庄氏」の中核的な経済基盤であったことが推定される（註7）。ちなみに、「児玉氏」の本貫地は、建武三年（1336）および貞和七年（1351）の「足利尊氏下文写」[中編87]、「児玉家氏申状」[中編140]における児玉二郎成行、児玉彌五郎家氏の「武

蔵国児玉郡池屋同宿在家半分」を前提に考えるならば、現在の児玉町金屋地内と推定される「池屋」および今日の大字児玉に相当する身馴川に沿った区域であると推定することができる（これについては後述する）。これらもまた、九郷用水灌漑区域以外の台地や丘陵を中心とする区域であったことは注目しておくべきであろう。

児玉党系在地領主層の経済基盤は、独自の用水確保に基づく荒廃した条里水田の再開墾と、条里水田の縁辺部に相当する本庄市五十子周辺に見られるような「九郷用水」の流末や、身馴川に沿った河岸区域の開発に加え、台地や丘陵部内の谷戸田や畠地等の開発にその中心があったと推定することができる。したがって、九郷用水灌漑区域の中核をなす条里水田においては、国衙領が比較的広汎に展開していたことを想起すべきであろう。このように考えるならば、「九郷用水」は、公領としての郷を灌漑する“公郷用水”と捉えることが妥当であるように思われる。

八幡神社の勧請

ともあれ、本調査地点に相当する八幡山地区は「鎌倉街道上道」の幹線が通り、「庄氏」の本貫地として相応しい土地であると思われる。ちなみに、大字児玉に所在する八幡神社は、「東石清水八幡神社」とされ、源義家が前九年の役の後勧請したものと伝えられており、これを直接の史実と捉えることはもとより難しいが、八幡山区域の推移を考える上では注目しておくべき点であると思われる。

児玉町の八幡神社の成立時期については不明な点が多いが、現在八幡山地区には八幡神社はなく、かつては「雉ヶ岡」の丘陵上に鎮座していたものと推定することができる。この八幡神社は、八幡山城（雉岡城）の大規模な造成が16世紀中葉以降であり、これに伴って社地が児玉の現在の位置に移転したと推定されることから、これ以前には既に存在していたことは明らかであろう。

ともあれ、八幡太郎義家は、後三年の役以後、在地領主層への権威を高め、寛治二年（1091）には義家に対する田畠の寄進が禁じられるほどになっていたことは夙に知られている。ちなみに、このような義家の威信と、八幡神社の勧請に相関があることは十分に予想すべきことであり、史実であるということよりも歴史的な言説として捉えるべきであろう。ともあれ、石清水八幡宮は12世紀に入る頃より全国的に荘園を展開していることにも注意しておくべき点であろう。石清水八幡宮は、自らの荘園にそれぞれ庄鎮守としての八幡宮別宮を据えていたことが知られている（河音、1976）。今日の八幡山の区域が、「庄氏」の中核的な経済基盤であったと推定されることを積極的に評価するならば、「児玉庄」と石清水八幡宮との一定の関係を想起すべきではなかろうか。

児玉郡内の八幡神社の分布をみると、阿佐美氏の居所と考えられる児玉町下

浅見地区にも所在し、阿佐美氏とこの八幡神社の関係を積極的に捉える見解も認められる。また、この境内から中世の平瓦破片が採集されていることにも注目しておきたい。また、「真下氏」に関わる上真下、「本庄氏」が占拠したと推定される本庄市北堀地区の金鑽神社境内にも八幡神社があり、「四方田氏」の所領と考えられる四方田にも認めることができる。これらの境内社や合祀された社の旧社地を特定することは困難であるが、児玉郡における八幡神社の分布は、「庄氏」と系図上で比較的早く別れた「庄氏」系の在地領主層が占拠した台地高位面や丘陵を臨む区域に位置しており、これらを積極的に評価するならば、この地域の八幡神社と「庄氏」との関わりが想起される。言い換えると、「庄氏」の本貫地と目される八幡山地区を始め、これから早くに分岐した児玉党系在地領主層の、新しい開発にかかる区域にこれらが分布していることは彼らの経済基盤との関連を想定しておく必要があろう。

八幡神の多様性

もちろん、八幡神社は全国に四万余社があるとされ、武神としての性格ばかりでなく「東大寺」等の鎮守神としての側面など多様な信仰をもっている。児玉郡の八幡神社の中には、本庄市藤田地区に鎮座する八幡大神宮のように、15世紀後半頃「五十子陣」の設置に伴って勧請されたという社伝をもつものがあり、すべてが「庄氏」に関わるものとするのは困難である。しかし、鎌倉時代においては、清和源氏の氏神としてばかりでなく、八幡大菩薩の名号と共に武門鎮護の靈神として広く信仰されたことも注意しておくなくてはならない点である。児玉郡所在の多くの八幡神社についても、おそらく単一の要因によって形成されたものではなく、複数の形成過程が想起されるところから、様々な勧請の契機が検討されなければならないのであろう。

金鑽神社と 八幡神社

なお、児玉郡の中枢をなす神祇である金鑽神社にも源義家との関連を表現した幾つもの伝承があり、義家が社地として宮内、飯倉、塩谷の地を奉納したとされている（金鑽、1958）。これらについては、先にも触れたように史実として捉え得るかどうかではなく、先の八幡神社とともに児玉郡の中核的な神祇である金鑽神社と義家との関連を強調した言説として存在していることに注目しておくべきであろう。

在地的神祇としての金鑽神社は水利権の中核として九郷用水の流域に勧請され、八幡神社は庄鎮守として勧請された可能性を想起しておくべきであろう。このように考えるならば、このふたつの神祇は、公領と荘園に対応すると共に、地域的な個性の表現として金鑽神社（本地仏業師尊）が奉られ、勧農に関わる水口祭祀等が行われ、また、普遍神として八幡神社を分祀奉斎した可能性が浮かび上がってくるであろう。児玉郡地域においては、このように考えるならば、中世初期の信仰は一方で神仏習合の進行とともに、金鑽神と八幡神という二重

の神祇による交差によって構成されていると見做すことができる。

その後、八幡神社は武神等として奉斎されたのであろうが、それぞれの村落の発達に伴って金鑽神社は九郷用水と関わりながら村落と農民層と結合して残存し、村落との関係が稀薄となった八幡神社は地域支配の方式が変化した後においては、奉斎するものが急速に減少していったのであろう。八幡山地区や下浅見地区あるいは児玉地区においては、在地領主層の継起的な居住によってこれらの神社が維持され両地域の鎮守へと推移したのであろうが、他の区域においては村落の農民層による中核的神祇として位置づけられることが少なくなり、この結果現在は他社に合祀されているものが多いのであろう（註8）。

児玉党と神祇

ともあれ、条里水田を臨む九郷用水の灌漑区域を中心に金鑽神社が分布し、伝統的耕地を中心としているのに対して、八幡神社は、児玉党系在地領主層の占拠区域と想定される台地高位面や丘陵あるいは身馴川（小山川）流域に近い区域に位置するものが多く、かつこれらが「庄氏」からの早い氏族の分岐を示す記載のあることを積極的に評価するならば、これらが児玉党の経済基盤と何らかの関係をもっていることも積極的に検討すべきであると思われる。なお、後述する大字児玉所在の「下八幡社」についても、「東石清水八幡」であるときれ、児玉党にかかわる神社に相当するものと推定し得るが、この区域は「児玉氏」の基盤であったと推定することが可能であろう。

ともあれ、この地域の中世初期の開発は、台地や丘陵部および付近の谷戸等において確認することが可能であり、明確な条里区域の開発は稀でありかつ不明瞭であることは注意されるべき点である（註9）。この点で「猿楽堰」の設置によって再開墾が果たされた、八幡山地区の条里水田は児玉党系在地領主層の中核的基盤となる区域であったと考えてよいであろう。八幡太郎義家という新しい権威をまとった石清水八幡神の勧請は、古い在地的神祇であった九郷用水流域の金鑽神の勧請とは別の、新しい在地領主層のイデオロギーであったと考えられることができよう。

b. 中世の寺院と館

中世の信仰形態を考える上で重要なものに、寺院の造立がある。栗崎の「有勝寺」の前身は「有荘寺」であり、荒川正夫氏（荒川、1995）によって詳細な検討がなされている。この「有荘寺」の位置は、13世紀以降に形成されたと推定される東谷中世墳墓群周辺に比定されている。「有荘寺」は、児玉党の党祖「有道氏」の荘園にかかる寺としての名称をもち、「児玉庄」を構成する区域に相応しいものといつてよい。また、児玉党の菩提寺として現「浅見山」に相当すると考えられている「薊山」に「西光寺」という寺院の存在が伝えられてい

るが、あるいは下浅見八幡神社境内で採集されている平瓦の破片もこれと何らかの関連があるのかも知れない。また、早稲田大学本庄校地内の浅見山地区においては瓦窯址とともに瓦を出土する遺跡が確認されており、児玉町城の内遺跡においては、14世紀に比定される連珠紋をもつ浅見山Ⅰ遺跡と同文の軒平瓦を葺いた小堂宇の存在が推定される（恋河内、1997）。このほか、旧児玉郡で中世の瓦が検出されているのは、神川町新里の羽根倉元大師跡（栗岡、1996）、上真下に隣接する八日市八荒神遺跡（金子、1995）、児玉町においては塩谷の真鏡寺後遺跡、吉田林女池遺跡、入浅見の城の内遺跡、下浅見の八幡神社境内、本庄市では浅見山地区、栗崎の東谷中世墳墓群、東富田の土具路遺跡等があり、それぞれ中世の館跡と何らかの関連を予想することができる。

方形館の形成

この地域の中世方形館の形態を真鏡寺館跡を中心に分析し、中世初期のひとつの形態として捉えたことがある（鈴木、1995）。これに対して、荒川正夫氏は、真鏡寺館跡を「2町四方の寺をも含む館が13世紀前半代に機能していたのかという疑問」に基づき、その堀から出土した13世紀後半期の陶磁器を寺院に伴うものとして積極的に評価され、真鏡寺館跡を15世紀代に形成されたものとして捉えられている（荒川、1998）。しかし、その根拠は必ずしも明確ではなく、真鏡寺館跡にかかわる開発形態と勸農的機能についても検討されてはいない。また、安保氏館跡についても遺構の年代を再検討され、堀の形成時期を下げて捉えられている。

しかし、この地域の館の形成を考える上では、神川町光権寺館跡（篠崎、1999）においても、そのSD6に伴う土塁の下部から13世紀後半とされるカワラケが検出されているところから成立時期をこれに近い時期に、廃絶時期についてはSD3・4からの出土遺物から14世紀中葉頃と推定されており、この調査を担当された篠崎潔氏によって、この地域では少なくとも13世紀後半には完成された方形館が成立したと推定されている点についても積極的に評価すべきであろう。

また、荒川氏は、真鏡寺後遺跡の寺院を館の上段の斜面部に位置していたと推定されている（荒川、1998）。しかし、館の背後に位置する北側からは瓦片は一点の出土もなく、B地点出土の瓦にしても館跡を圍繞する堀の北東隅から出土したものである。また、平瓦や丸瓦および鬼瓦の破片が最も濃密に分布していたのは館跡内部の西側丘陵上であり、他の地点からは瓦が地表面に散布している地点を見出すことはできないことに注意すべきであろう。館を構えた後に、小規模な堂宇を建立したものと考えておきたい。ただし、館跡の東側の丘陵裾部の発掘調査においても数点の瓦が検出されていることも注意しておくべきであろう。また、館跡の北東部において鎌倉期の和鏡が出土しており、あるいは北東部に何らかの遺構の存在があったのかも知れない（註10）。

ともあれ、真鏡寺館跡の堀については、真鏡寺後遺跡B地点の断面観察によると、数次にわたる掘り返しが認められ、かつ現在においても一定の窪地を形成しているところから、当然形成期以降の改修を予想すべきである。これらの遺構は、空堀の開墾直後から、連続的に埋没の過程を辿ったわけではなく、当然館としての機能を果たしていた時期においては、安定した維持管理が行われたと考えるべきである。堀から出土する完形品に近い遺物は、その管理が緩み堀の機能が低下した時期以降のものと考えられることができるであろう。

中世寺院の周辺

ともあれ、この地域においては中世初期の寺院には永福寺系の瓦が採用されていることは注目すべき点である。この地域にみられる永福寺系の瓦をもつ寺院と八幡神社の組み合わせは、見方を変えれば鎌倉における永福寺と鶴岡八幡宮という組み合わせと対比し得る部分もあろう。この地域では、これに加えて地域的な神祇としての金鑽神社をもっている訳である。

ともあれ、中世初期の児玉郡を考える上では、塩谷周辺、八幡山周辺、児玉周辺、下浅見周辺、北堀周辺等に加え、新里周辺がひとつの重要な区域であろう。このうちでも、この新里周辺を除く地区においては児玉党系在地領主層との関連が濃密であるが、新里地区は館跡が存在しているとはいえ、14世紀には丹党系の在地領主層が進出し、この点が鮮明ではない。もちろん、寺院と金鑽神社との関連と共に、八幡神社も鎮座しており、児玉・八幡山地区等における中世初期の神祇の組み合わせと対比し得るところから、この区域をどの様に捉えるかは児玉郡の変遷を考える上では極めて重要な問題である。ちなみに、金鑽川の上流部には金鑽神社が鎮座し、金鑽川に沿った丘陵部には「元大師跡」とされる寺院跡が存在していることに注意すべきであろう。金鑽神社やその別当寺である大光普照寺に近接する区域は、古代以降の遺跡の分布が比較的稀薄であると推定されるところから、この金鑽川に沿った丘陵部は、ある種の聖地であったと考えることもできる(註11)。中世初期において、祭祀権をはじめとする郡司層の掌握していたと考えることのできる在地的な権威は、どの様に継承されていたのかは明らかではないが、かつて検討したように姻戚関係等に基づいて「児玉党」系の在地領主層が掌握していたものと推定することができよう。ちなみに武蔵七党系の党の名称が郡名と異なっているのに対し、児玉党は郡名を名乗っていることも党的な連帯関係を考える上でのひとつの参考になろう。しかし、この区域が児玉党系在地領主の第一次的な基盤となる所領とはならず、開墾に一定の制限のある相対的に独立した区域として捉えられることは、在地信仰の強さと宗教的権威の高さを示唆するものであろう。このことから、この時期においても金鑽神社や普照寺が独自の権威を帯びた権力として存在している姿の一端を垣間見ることができる。

c. 金鑽神社と金鑽談所

神川町羽根倉元大師跡(栗岡、1996)は、現在「金鑽大師」とも称される大光普照寺の前身として捉えることができるものである。この寺院は、承和年間(9C前半)に慈覚大師円仁が訪れたのち天台宗となったとされているが、元大師跡からは永福寺系の瓦が出土していることが知られているとはいえ古代に遡る遺物等の検出は知られておらず、13世紀前半から14世紀後半頃まで存続したことが推定されている(註12)。また、この普照寺は、古くから金鑽神社との関連が強く、14世紀後半以降の史料にしばしば登場し、「金鑽談所」あるいは「金鑽宮談所」、「金鑽寺」等の名称がみえる。このことから考えるならば、この「金鑽談所」の位置は「元大師跡」ではなく、移転後の現在の大光普照寺の位置付近にあったものと考えることが妥当であろう。金鑽神社にも移転のあったことが推定されているが、おそらくは「金鑽談所」も金鑽神社の移転と関連をもちながら現在位置へと移転したものと推定される。かつて、金鑽神社の旧社地については、先行研究の成果を踏まえて現在の大光普照寺の山門に近い「元森神社」の地に比定したところである。また、これらの史料によると「金鑽宮」と「金鑽寺」等の区別が極めて不明瞭であり、明確に区別されていない様子が窺われ、相互が極めて近接した関係にあり、この時期には、かなり神仏の習合が展開していたことが推定される。しかし、少なくとも金鑽神社の初見の史料である貞観4年(862)頃においては、両者が近接して存在していたと考えることは難しいであろう。ともあれ、ここに関東天台三大談所のひとつとされる児玉地域に収まりきれない突出した存在である「談所」が存在していたことは注意すべき点である。しかし、なぜ「金鑽談所」がこのような発達したのかについては不明な点が多い。

金鑽寺と緑野寺

この点で注目すべきものに、「金鑽寺」とは神流川を挟んで対岸の至近に位置している、現在の群馬県鬼石町浄法寺に比定され「緑野寺」の存在であろう。この「緑野寺」は、古代においては「浄土院」ないしは「浄院寺」とも称されているが、これらが同じ天台宗に属していることに注目しておきたい。この「緑野寺」は、弘仁六年(815)に道忠らによって一切経が写経され、弘仁八年(817)に最澄が訪れ円澄・広智が灌頂を受けたとされている。また、承和元年(834)には、この「上野国緑野郡緑野寺」の一切経を、相模・下総・常陸・上野・下野等の国司に書写が命じられており、古代東国における仏教の中心のひとつであったことは注意しておくべき点であろう(註12)。ともあれ、「緑野寺」は、古代においては天台密教布教の拠点のひとつであったことが知られているが、中世にはその地位が衰微し、代わって「金鑽寺」が盛行している点にも注目しておくべきであろう。しかし、現在「緑野寺」と「金鑽寺」の相互の関係を裏

付ける積極的な根拠は見い出せていない。

金鑽談所の地位

ちなみに時期は下るが、応永三年（1396）に実施された日光輪王寺大般若經の写經事業における般若經の卷数毎の写經地点の分布を見ると、百卷毎に分布のまとまりを見い出すことができる。このことに注目するならば、四百卷代の写經が金鑽談所を中心に実施されたことも想定することができよう（註13）。このように考えるならば、「上野国浄法寺別当坊」や「緑野郡高山庄」等における写經も武蔵国北部の關係網の関与によって実施されたものと見做すべきである。この關係網は、どの様に形成されたのかは不明であるが、地点が解る21ヶ所の内の三分の一に当たる7ヶ所が児玉郡に位置し、その最大の写經所が金鑽談所である。ともあれ、この「金鑽談所」では、応永三年以前から幾たびも写經が実施されていたことが確認し得ることに注目すべきであろう。

このような上流部に金鑽神社や「金鑽寺」が位置する、金鑽川流域の新里地区の台地部に相当する区域については、神川町教育委員会等によって継続的な発掘調査が実施され一定の状況を掴むことができる（田村他、1998等）。この新里地区は、文永11年（1274）「大嘗会雑事配賦」〔中編16〕によると「富安新里」が「枝松名」等とともに記載されており、この区域に国衙領が存在していたことを推定することができる。また、他の名や郷村の配賦負担をみると布と白米等の比率に差異があり、これらの規模や地勢を反映しているようにも見える。おそらく富安名に属する新里においては一定の面積の水田が存在していたことを窺わせる。これを積極的に評価するならば、この区域の水田の主体を占めている「新里条里」とも呼ばれる条里水田がこの「富安新里」内に含まれていたと考えることもできよう。ちなみに神官名とも推定される「枝松名」（峰岸、1978）には、「宮内郷」、「長茎郷」、「塩谷郷」を含んでいたことが知られており、丘陵部を中心とした比較的規模の大きい名であったと考えることができる。しかし、新里地区においても広大な台地面や丘陵部を擁し、館跡や中世の遺跡も存在しており在地領主層の経済基盤のひとつであったことが推定されることから今後の検討が必要であろう。

金鑽宮と金鑽寺

ともあれ、在地的な水源神の神祇であり、九郷用水灌漑区域の觀念形態の中核を構成した金鑽神社は、中世においては「金鑽宮」とも呼ばれ、「金鑽寺」とも称される別当大光普照寺と一体を成す部分があり、天台系寺院のこの地域での中枢を成し、在地的な信仰や在地社会からも一定の自律性を帯びた宗教的權威と経済的基盤をもっていたことに注目しておくべきであろう。しかし、先にも触れたように14世紀には「元大師跡」は、現在の大光普照寺の位置へと移転するとともに、新里地区に丹党系在地領主が進出していることにも注意されなければならないであろう。また、この時期においては、九郷用水灌漑区域に

児玉党系在地領主層ばかりでなく、児玉党以外の領主層が関与していることは、在地領主層相互の相互の関係網とは別の灌漑に関わる組織が安定して形成されていたことを窺わせるものである。おそらくは、九郷用水の灌漑組織は、流域の村落の相互関係に支えられながら、「金鑽宮」によって実施される水口祭によって統合されるのであろう。

3. 八幡山周辺の変化と地域社会

a. 児玉周辺の交通路と金屋

児玉党「児玉氏」の本貫地は、先の「児玉家氏申状」(1351)における「武蔵国児玉郡池屋同宿在家半分」という記載に注目するならば、この「池屋」をひとつの中心として捉えることができるであろう。現在、金屋地内には「池屋」の地名はないが、石井進氏が注目されたように『新編武蔵風土記稿』に「池ノ谷」の記載がありこれに比定することができるであろう(石井、1985)。ちなみに、現在金屋地内には「池内」という小字があり、この地名も「池屋」と関連するものとも考えることも可能であろう。また、付近の谷津の中央の中島に弁財天を奉った溜池が存在したことも注目しておきたい。

児玉宿の位置

「金屋」の位置を考える上では、近世において「西金屋」という呼称がしばしば用いられており、今日においても稀に使用されていることに注目しておきたい。この「西金屋」は、先の「池内」の所在する谷の西側を指す呼称であるところから、「金屋」を前提とした地名であったと見てよい。言い替えれば、「西金屋」は現在の児玉市街地に接する「金屋」区域の西側に位置することからすると、古くは「金屋」の中心はこの現在の児玉市街地に接する「池内」等を含む区域に相当していたものと考えてよいであろう。また、同じ史料にある「同宿在家」をどのように捉えるかについては判断が難しいが、「同」とあるところから、児玉郡の中でも「池屋」の近傍に位置する、今日の大字金屋の東側から大字児玉に相当する区域に位置していたものと推定することもできる。また、おそらくこの「宿」は、南北朝期に定型化したとされる『曾我物語』の巻五の建久四年(1193)のことを記した「浅間御狩の事」にみえる「児玉宿」や、「大倉小玉の宿々」の「小玉」の宿に相当するものであろう。このように見ると、幹線の街道沿いに、この「児玉宿」が位置していたと考えるべきであろう。

ちなみに、正安三年(1301)に編集された『宴曲抄』[中記71]では、「荒河」を過ぎ「見馴川」を渡ると、「朝市」で賑わう様子の「児玉」が描かれており、街道沿いに比較的規模の大きい市が存在していたことに注目すべきであろう。この、「児玉氏」の所領内に位置すると推定される「見馴川」(現小山川)の渡河点から程近いと考えられる「朝市」の具体的な位置については不明な点が多

い。しかし、児玉地区の身馴川に近い「鎌倉街道上道」に沿った位置に、かつて「下八幡社」が所在していたことにも注目しておきたい。この「下八幡社」は、先の東石清水とされる八幡神社が「上八幡」とも称される場合が認められるなど、「下八幡」と対をなすような相互の密接な関連が認められ、この下八幡社の存在を積極的に評価するならば、この付近が鎌倉時代において「市」の立った区域に相当するものと捉えることも可能であろう（註14）。

鎌倉街道と大道

また、児玉地内の身馴川の近傍に「大道」とされる道路があり、この道路を挟んで「大道南」、「大道北」という字名があることにも注意しておきたい。この道路は、所謂「鎌倉街道」としての伝承をもっていないが、近世以前に遡る古道である可能性が高く、身馴川を挟んで接する美里町沼上へと通じる道路である。近世においても、沼上と児玉の交通は頻繁であり、この地域の幹線道路のひとつであったと考えてよいであろう。ちなみに「大道」は、所謂「鎌倉街道」等の幹線古道を指しており、暦応三年（1340）等の安保光阿讃状にみられる四至の記載にかかわる「東隈地藏堂大道」もまた、今日の「鎌倉街道」の伝承をもつ道路に直接該当するものと考えすることは困難であり、これとは別の幹道が中世に存在していたことを示唆するものである。少なくとも、中世に遡る古道については、所謂「鎌倉街道」伝承地とともに、これ以外の幹道の存在も積極的に考慮しておくべきであろう。ちなみに、『鎌倉街道上道』（埼玉県教育委員会、1983）の報文中にも、「大道」という表現に注目され、「鎌倉街道」との関連に触れられている。ともあれ、児玉の市や宿の位置についても、先の下八幡周辺やこの「大道」に沿った区域を、その候補にあげることができるであろう（註15）。なお、『宴曲抄』では、「児玉」に次いで記載されているのは、「者の武」の居住する「雉が岡」であり、今日の児玉町大字八幡山地区に所在する雉岡城付近がこれに相当するものであると考えてよいであろう。

金屋の形成

ともあれ、「金屋」の地名は、長享二年（1488）銘の懸仏銘文に「武州児玉郡金屋中林家次」が初出と思われ、所謂「金屋鋳物師」に関わる地名であると考えてよい。このように考えるならば、この地域に居住した鋳物師が継続的に生産を高めていったことも想起し得るであろう。このような手工業生産者が、どのような経緯でこの地に居住するようになったかは明らかではないが、今日鉄洋が濃密に分布する区域は、この谷に面する区域を中心としていることに注意すべきである。ただし、「金屋」の範囲を考える上では、応永27年（1420）に「武蔵国児玉郡梅原村」の記載があることについても注意しておくべきである。「梅原」は、現在金屋地内の長沖に接する区域に位置しているところから、おそらく室町期の「金屋」は、児玉に近接する今日の区域より幾分狭い区域を想定すべきであろう。

条里区域の外部

ともあれ、「児玉氏」の本貫地と考えられるこれらの区域が、宿や市を含むとはいえ、狭隘な谷水田の他は丘陵部や台地を中心とした区域であり、畠作中心の地帯であったことは注意されるべき点である。また、生野山以南の身割川に沿った近傍の区域も、「児玉氏」の本貫地と捉ええる可能性があろう。おそらく、これらの区域もまた中世初期においては「児玉庄」の一部を構成する土地であったと考えることができるであろう。

このように、条里水田以外の土地が、児玉党系在地領主層の経済的基盤を構成していたと推定されることは、条里水田区域の地位を考える上では特に注目しておくべき点である。このことから導き出される条里施工区域ないしは九郷用水灌漑区域の存在形態は、その大半が国衙領的な公の共同性を帯びた土地であるという可能性であり、その公的な意識が水利権を媒介に共同体的に継承されていると見做し得るであろう。おそらくは、このことが今日まで条里地割と水利慣行が強力に遺存している、ひとつの大きな要因であると考えられる。また、同時に中世初期には、条里区域以外の土地の大規模な開発が実施され、これらの区域を避けるような未開発の区域が在地領主層の経済基盤になったことを示している。水利灌漑の共同性の境界域に児玉の市や宿が形成され、外部の世界と交通路によって結ばれた、伝統的な地域社会の枠組みを超えた関係性の上に、これらが位置していることは注目しておくべき点であろう。

b. 八幡山周辺の灌漑の推移

本報告にかかる調査地点の南側の用水堀は、九郷用水の「薬師堂堰」から導水されたこの区域の条里水田を灌漑する基幹的な水路の用水堀の吉田林方面へと分水される点の北側に位置し、この地区の条里水田を灌漑する基幹的な水路である。この水路に沿う幅広の畦畔は、「鎌倉街道上道」、後の「中山道脇往還」として利用されたこの地域の幹線道であり、「人馬継立」が行われていたことも注目すべき点である。この複数に分岐した用水堀に架かる「続ヶ橋」は、近世に石橋の造立が行われたことが知られており、人馬の往来が比較的多かった様子を窺うことができる（註16）。この水路は、この古道に沿って本報告にかかる調査地点の東側でやや南側に振れているが、この屈曲点付近から東へと伸びる条里形地割に沿った畦畔と溝渠を認めることができることから、この地割の曲折は街道整備に伴う変形として考えることが可能であり、本来の水路は条里に沿った形態をとっていたものと推定することができる。

この水路は、吉田林地区の条里施工の南側の限界を刺すような流路をとり、この用水堀の南側には明瞭な一町方格の条里形地割りを認めることが難しい。この水路は、字「八幡山境」から「続ヶ橋」を経て「久保田」まで灌漑し、吉

田林の字「北田」方面に排水されて蛭川方面を灌漑する用水堀に合流する。したがって、この用水は「薬師堂堰」から分かれた用水を、八幡山地区の一部や吉田林方面へと導水し、この区域の水田を灌漑する機能をもっている。この用水は、基本的に用水の南側に位置する八幡山の主要な水田を灌漑するのではなく、その北側の区域を灌漑するのに用いられていることは注意しておくべきであろう。

八幡山の灌漑

近世の八幡山町は、421石の石高のうち田方208石であり、23町の田が存在している。八幡山町の水田は、水掛かり不足で「米質が悪い」とされ、年貢上納時に買納めをする「年貢米買納」が行われている（根岸、1987）。しかし、この地区には条里形地割が認められることに注意しなければならない。八幡山地区の水田は、その灌漑用水は殆どが「猿楽堰」から分水された九郷用水に依存している。しかし、今回報告の区域はこの区域の北側に位置しており、これとは異なった灌漑系統に属している。ともあれ、この用水は八幡山の水田の南の限界に引水され、北側の水田を灌漑するもので、基本的に今回報告の南側に接する「薬師堂堰」からの用水路へと排水されている。言い換えれば、「猿楽堰」は、この八幡山の水田を灌漑するための位置と標高を前提に設置されたものと見做すべきであろう。

金屋地区の灌漑

ちなみに、この灌漑区域に隣接する金屋地区における条里区域の水田は、近世においては「赤根川」の三堰によって灌漑されていたと考えられ、基本的に「上堰」が字上一ノ堰・下一ノ堰、「中堰」が字丙中ノ堰・乙中ノ堰・甲中ノ堰、「下堰」が字甲下ノ堰・乙下ノ堰を主として灌漑していたものと捉えることができる〔字切図〕。この「赤根川」灌漑区域における近世の灌漑の状況を考える上では、天保十年（1837）の水論の史料が参考となるであろう〔史料203〕。この史料によると、田端村字柳町で畑地を水田に変更し用水路を付け替えたために、その落水による「下堰」から灌漑していた金屋村から訴えられている。ちなみに、この田端村字柳町の「下堰」との水論が生じたのは、金屋村のうちでも主としてこの「下堰」からの灌漑にかかる字甲下ノ堰・乙下ノ堰の水田が相当するものであったことは容易に推定し得るであろう。

この区域は、隣接する八幡山地区の水田が、先の九郷用水「猿楽堰」からの用水によって灌漑されているのに対し、より古い水源の系統を維持しているものと見做すことができる。金屋地区丘陵部の開墾は、古代用水である“金屋大溝”や“田端大溝”が廃絶された以降も緩やかに進行していたと考えてよい。言い換えれば、この区域の水不足も歴史的に形成された部分があり、神官名と推定されている宮内等の山沿いの区域における近世以降の「雨乞い」儀礼等も、この区域の水不足を前提にしているのであろう。ともあれ、この灌漑系統では

その流末における条里形地割の変形が顕著であり、灌漑用水の不足による荒廃と再開墾の過程を窺うことができる。

このように、直接「九郷用水」の灌漑区域に属していない区域の灌漑においては、しばしば耕地区画の変形を見出すことができる。しかし、新規の開墾にみられる耕地とは、地割形態の基本的性格とその継承性が異なっていることにも注意しておくべきであろう。

c. 灌漑の共同性と地域社会

この地域の九郷用水を中心とする水利慣行は、特定領主との直接の結びつきではなく、神仏との関連を強調し、ある種の共同体的自治組織を形成していたと推定されることは再確認しておくべき点である。このような関係の基礎には、寺社が政治的な権力からの相対的な独立性を獲得していることと見做し得ることを前提としてと考えてよいであろう。

地域社会と神仏

この地域の中世初期においては、灌漑の共同性は在地的神祇としての金鑽神を、また在地領主層の神祇信仰としては普遍的な神祇としての石清水八幡神を勧請することによって果たされていることが想定される。この地域は、主としてこのような二重の神祇信仰によって精神的支柱が構成されているのであろう。言い換えると、この地域の在地領主層は、独自の権威のみでは新しい灌漑系統の観念を創出できず、伝統的権威に依存していたことを意味しており、地域と密着した観念形態は、地域の共同体的な観念を引き継ぐ部分があるものと思われる。在地的神祇は、地域社会を基盤としつつもこれとは独立的であり、また政治権力からも相対的に独立した存在形態を獲得している。領主層等は、神社等への寄進をはじめとする神祇への関与をとおして間接的に地域社会を制禦するのであろう。

また、寺院もこれと表裏をなすように、相対的に独立的な独自の権力を構成していると考えてよいであろう。ときとして寺社権力は、地域社会から超出し、領主層からの直接支配からも独立した独自の権力を構成し、世俗から隔絶したある種の特別な空間を構成する。この地域においては、中世における「金鑽寺」ないしは「金鑽宮」がこのような存在に相当するものと捉えることができる。このように社寺は、何らかの形で権力から独立することによって、具体的な「出来事」や「事件」を調整し、反復的な日常生活へと平準化する機能を持っていると見做し得るであろう。

共同体の内外

中世の権力は、在地社会の伝統的権威に基づく血縁的循環の円環を切断し、新しい権威を帯びて「共同体」の外部に位置することに成功している。「村落共同体」は、このような「共同体」の外部との関係によって再構成されたもので

あると考えることができるであろう。この段階から地域社会と領主との二重の関係が明確に分離し、一般成員への二重拘束の関係が出現する。このような「村落共同体」が形成された要因は多様であろうが、領主層への対抗上の連帯関係と再生産のための営為を基礎としながらも、一方では児玉党系在地領主層の西遷がひとつの契機となって急速にこの共同性が再編成されたことを想起すべきであろう。おそらく、このような契機をもとに地域社会を構成する成員の内部に新しい階層が歴史的な権能を帯びて登場するのであろう。

「共同体」の歴史的な形態は多様であるとはいえ、「共同体」外の神仏等の超越的存在を介して関係が維持され、あるいはまた、「共同体」は、「共同体」の外部を創出し、あるいはこれに位置づけ相当させることによって維持・強化される側面をもっている。しかし、このような地域社会における権力は、あくまで地域社会内部の問題に限定され、水源での水争い等に見られるような地域間相互の関係には、「共同体」の内部に固有の恒常的な軍事力を保有することなく、領主層相互の関係として現れる側面は無視し得ない点である。

水利組織の内外

この点で近世の村落が、その裁定・裁許を領主権力に委ねるとはいえ、直接に専用でない日常的な道具を用いた装備によって相互対立している点は、地域社会のもつ権力の推移を考える上で注目すべき点である。また灌漑にかかる「割元」という独自の代表者をもっていることも注目される点である。先に見たように、14世紀代には、すでに児玉党系在地領主層の水利権の一元支配は崩壊していると推定されているとはいえ、これとは別の管理組織が形成されていたと予想されることに注意すべきである。地域社会の強制力は、領主層の裁許を介在するとはいえ、新設された水車の撤去等を実現する直接的な力となっている。また、吉田林地区の近世における新田開発が、九郷用水灌漑区域外の条里形地割の認められない区域であったことは象徴的な事実である(註17)。この地域における灌漑の形態は、この地域の基幹的な灌漑系統である九郷用水灌漑区域と、それ以外の水系に関わる灌漑区域、またこれらの灌漑の共同性の外部という、幾つかの論理上の階層的な区分が可能であり、それぞれの関係性が土地を媒介に累積する関係態を構成し、その相互が重層的に相互に関係していると見做すことができるであろう。

共同体と循環

本章は、児玉郡における灌漑と土地利用という側面で垣間見たものに過ぎないが、ここで見たこの地域の歴史的な過程は、時間的に推移する非可逆的な“変化”を伴う「出来事」としての側面と、周期的に繰り返され継承される“伝統”というふたつの側面をもっている。共同性に基づく営為は反復的であり、慣行に基づく互酬的な円環は、短期で完結しあるいは単年で果たされるばかりでなく、長期的循環にかかるケースもしばしば認められるような反復的な秩序体系

である。このような「慣習」の規範は、実際の行為においてはしばしば逸脱が生じるが、相互性に基づく緩やかな拘束力によって制禦され、「規範」が維持される力として働くのであろう。仮に、日常的な行動や価値判断が個人的な嗜好を契機としてとして立ち現れたとしても、これらの判断を行う個人の自己形成を遂げる場としての地域社会は、その個人にとっては所与の体系として存在している。つまり、このような既存の社会的関係を前提とする受動的な関係によって自己形成が図られるのであるから、ひとつの行動がある種の個人的契機によるものであれ、既存の準拠枠から対他的に位置づけられているという、社会性に被拘束的な関係性を帯びていることは覆い難い点であろう。

このような地域社会からの超脱あるいは排除こそが循環的な互酬の円環を切断しえるものであり、この互酬性の円環の切断が、循環的時間から断続的に離れて行く「歴史」的变化のひとつの根源であろう。つまり、地域社会の内部的な関係においては定常的均衡が図られてその急速な離脱が難しく、地域社会の共同性の外部に存在する政治的な過程がこの変化に大きく関与している。また、灌漑体系は自然の循環に基礎をもつ水田耕作の年周期的な循環をもっているが、このような灌漑体系の外部に位置する灌漑の共同性に乏しい区域では、相対的に非循環的な関係をもっている。このように、地域社会と地域社会の外に位置する権力ないしは外部に位置づけられた組織などとの多重の関係が共存し、重層的なひとつの階層的構造を構成しているのであろう。

伝統と地域

歴史は変転し続けることも事実であれば、変化の相に視点を措いた「出来事」の連鎖としての「記述」が、地域史の主要な側面であることは否定し得ないであろう。地域における個別性を一般化し、列島史全体の中に位置づけることは「郷土史」から脱するという正の評価を与えられ続けてきた。しかし一方では、変化に乏しく、長期に継承される伝統的側面に視点を向けることも忘れてはならない点である。言い換えれば、変化に乏しく長期的に維持されるべき「伝統」と「地域」という、いわば「進歩」に乏しい側面を負の要素として切り捨てる視点は、一方で近代市民社会の観念形態として形成されてきた視点であり、分析し記述する我々の側の視角であることも明らかである。ここでは、変化する側面と変化に乏しい側面を概念的に対比的に捉えるように試みたが、これを十分に果たすことができなかった。今後は、「地域」というまとまりを捉える上では、観念的ではあるが「出来事」や史料の編年的な配列とは別の、「伝統」を踏まえた立場と構造とを確認することが必須の作業であると考えることができよう。

ま と め

本章は、主として今回の調査地点に相当する児玉町八幡山地区と神川町八日市地区およびこれに隣接する金屋地区の一部を中心に、児玉条里遺跡にかかわる周辺問題から、その変遷過程とこれに関わる地域の推移を概観した。これら要約すると、概ね以下のとおりである。

- ① 児玉郡の周辺地域は、河川（小山川）の支流のそれぞれに沿って「郡」が分布し、これらが郡域の分割の基層を構成している。また、小山川の水系は、より上位の地域圏を構成しており、これを仮に“武蔵北部地域圏”とすると、各支流との関係は階層的な構成をもっていると見做すことが可能である。
- ② 立評以前においては、この地域に隣接する後の緑野郡の区域に、安閑朝に設置されたと推定されている緑野屯倉と勾倉人の設置に続いて、宣化朝においては現群馬県佐波郡やこの地域に名代が設置され、また檜前舎人がこの地域に設置されている。このことは、これらが決して偶然ではなく、相次いで興った政治的な過程を示すものと考えてよい。しかし、このような政治的な編成は、先の伝統的な地域を基礎の上に行われているのもであると見做すことができる。
- ③ 児玉条里北田地点で検出された堀状の遺構は、埋没河川を再掘削した幹線導水路として捉えることが可能であり、「上真下水路跡」と仮称した金佐奈遺跡等で検出された堀状の水路跡や、「蛭川埋没河川跡」とした藤塚遺跡や今井川越田遺跡で検出された河道と対比されるものであり、古墳時代中期以前の灌漑形態を窺うことができる。
- ④ 「金鑽川」の流路は、古代において計画的に改変されていると見做しえるものであり、「九郷用水」、「真下大溝」、「女堀大溝」等の開鑿が対応すると考えられる。また、榛澤郡においてもこれらに対応する開発形態を窺うことができる。これらは、古墳時代の自然的地形に準拠した灌漑の局地的な連鎖形態と比較して、先の分水単位内における、より広域な井堰灌漑システムにかかる利水方式である。
- ⑤ 八幡山の区域は、児玉党「庄氏」の本貫地と考えられ、「児玉庄」の中核区域のひとつと推定されるところから、「児玉庄」は、本来八幡山の区域に鎮座していたと考えることのできる石清水八幡宮系の八幡神社にかかわる荘園の可能性が想定され、「庄鎮守」として勧請されたことが想起される。
- ⑥ 「金鑽宮」あるいは「金鑽談所」は、北武蔵における独自の関係網をもっている。この金鑽談所の経済基盤は、領主層からの寄進によるとともに、領主権力からの一定の独立を果たし、この地域社会からの分離独立した独

自の新しい権力を形成する。九郷用水の灌漑組織は、流域の村落の相互関係に支えられているが、「金鑽宮」によって実施される水口祭によって統合される。

- ⑦ 中世には、「児玉」に市と宿が存在していたことが知られているが、これらは「鎌倉街道」の結節として発達していた。この市や宿は、伝統的な灌漑の共同組織に基づく農村社会からの分離を果たし、地域社会を超えた交通網による関係性を基盤とする手工業生産と商業の発達の基礎を形成している。これらは領主層からも相対的に独立した、新しい階層として伝統的農村社会と領主層との社会的な構造的関係を構成する。
- ⑧ この地域の農村社会には、水利慣行と領主からの相対的独立を果たした灌漑組織をもっている。このような伝統的地域社会の灌漑に関わる関係によって内部と外部が生成し、耕地間の関係と変形に差異が生じている。条里と灌漑の体系とこの灌漑組織の内部と外部の関係性は、地域社会に一定の影響を及ぼしている。

日常性の地域史

生活の反復は時間的な推移が緩やかで、「一生」という時間軸の上に繰り返されたものである。これらは、循環的で共時的な同一の軸の上に重層し累積した、慣習や伝承あるいは慣行として結晶化しているのであろう。しかし、日常的営為は体系内で反復され、小さな変形や改良、あるいは争議や抵抗が積み重ねられてひとつの潜在的方向性を与えるものであると考えてよいが、体系を踏み越えた歴史的な変化においては、一定の不連続的な画期をもっていると考えてよいであろう。

文字によって残された「歴史」は、時間軸に沿って編年的に配列が容易である。しかし、残された史料は極めて偏っており、しかも記録された史料もある種の政治的・社会的な枠組みによって残されるべき機能を帯びたものであろう。これに対して、この地域に生きた人々の年々繰り返された具体的な「歴史」は、近世以降においても驚くほど残されていない。これらは、ともに異なった拘束性をもった歴史的な言説性を帯びているものであろう。しかし、史実としての根拠に乏しい同時代的でない記録や伝承等を、徒に歴史的に位置づけ、にわかに地域史を再構成してよいものではないであろう。しかしながら、そこから「出来事」を見出すことは困難であるとはいえ、地域の歴史的蓄積は、同一の土地の上で繰り返された日常的営為の反復による論理的関係性が、土地に刻印されていることを積極的に位置づける必要がある。残された用排水系統や土地区画は、決して短時日で形成されたわけではない。構造化され反復された条里区画をもつ体系内の土地とともに、その縁辺部や境界域の土地においても、緩や

かではあってもある種の体系が構成されている。ここで見たこの地域の土地においてもまた、その体系内において具体的に生きられた一勘単位の営為が刻まれているのであろう(註18)。(鈴木徳雄)

註

- (1) 本稿は、前稿「児玉条里の形成と継統」(鈴木、1998)や、『児玉条里遺跡一九郷地区一』(2000) 収載の別稿「児玉条里と地域的景観の形成」(以下、別稿とする)と一連の相互的關係にあるものであり、併せて検討していただくことを望みたい。なお、『児玉町史資料編』の史料番号を、[]内に略号で示した。
- (2) 児玉町山崎上ノ南遺跡(大熊、1998)において検出された紀年銘木簡について、平川南氏は、「寺稲」を「延喜式」主税上の諸国出学正税公解雑稲にみえる武蔵国の「薬師寺料四萬二千束」に相当する可能性があるとされている(平川、1998)。また、一方では天平19年(747)に児玉部の五十戸が奈良の東大寺の封戸となっていたので、この「寺」とは東大寺をさすのではないかという考え方を検討する必要がある。しかし、天平6年(734)には、「私稲」の出学が禁止されているところから、宝龜二年(771)には既に禁止されており、寺田の貸借による租の納入にかかわる史料であるという考え方も検討する必要がある。また、この木簡が出土した山崎上ノ南遺跡に隣接する「金草窠」で焼かれたと考えられる8世紀前半代に比定される軒丸瓦に注目することもできる。ちなみにこの時期の児玉郡においては、この金草窠系の軒丸瓦の他に瓦が検出されていないところから、この瓦が普かれたところの在地の寺院と木簡に記された「寺」との関連も注意しておくべきであろう。
この木簡の提起する問題は多岐にわたるが、これらを含め別途検討する機会をもちたい。なお、木簡の釈文や解釈については、平川南先生に懇切な御教示と御指導を蒙った。また、森田徳先生、宮瀧交二氏にも御教示と御協力を得た。ここに記して感謝します。
- (3) ちなみに、児玉町秋山庚申塚古墳(田中他、1990)の築造が、6世紀後半からTK43以降の6世紀末葉頃に比定されている。
- (4) 岡部町熊野遺跡や中宿遺跡以前の時期においては、この地域の遺跡群の中心が「榛澤」地区にあったことを考えるならば、この熊野遺跡群を中心とする区域は、後の「新居郷」に比定しえる可能性も検討しておくべきであると思われる。
- (5) 上里町八幡太神南遺跡は、「加美評銜」として捉える見解(坂本、1991・田中、1996)もあるが、現在までの調査事例のみでは積極的に「評銜」と捉える根拠に乏しく、この問題の評価については今後の資料的蓄積が必要であるように思われる。また、鳥羽政之氏(鳥羽、1998)も疑問を示されているように、この八幡太神南遺跡は、利水灌漑の系統から考えるならば、後の「児玉郡」を構成する遺跡と捉えることが合理的であるとされる点にも注意しておくべきであろう。
- (6) 「女堀大溝」については、神川町観音院南遺跡、中原遺跡、久保宿遺跡で確認されており、篠崎潔氏によって詳細な分析が行われている(篠崎、1999)。また、神川町内の考古学的調査については、一連の報告書とともに田村誠、篠崎潔、金子彰男氏らの懇切な御教示によるところが大きい。
- (7) 別稿(鈴木、2000)を参照されたい。なお、この「本庄」の区域と範囲は現在明確ではないが、本庄市南大通り領内遺跡(増田、1987)第51号住居址出土の線刻銘紡錘車の銘文「武蔵国児玉郡草田郷戸主大田万身呂」を積極的に評価するならば、「草田郷」に相当する可能性も検討すべきであろう。
東五十子地区は、平安期においても居住が確認されているが、東五十子子端屋敷遺跡から出土した9世紀後半とされる「文字線刻紡錘車」の文字には「大」、「里」や「郡」等が見える(太田、1999)。この区域は現在小山川を挟んで「大里郡」と接しており、古代においては大里郡との濃密な関係があったことも積極的に検討すべきであろう。太田博之氏の懇切な御教示に感謝します。
- (8) ちなみに、児玉の八幡神社においては、軍事的威示行為としての側面をもつ流鏑馬が、嘉永6年(1853)[近387]以降に行われていたことが確認されるが、その上限については明らかではない。
- (9) 1997年に児玉町教育委員会が工場用地造成に伴う大規模な試掘調査を実施したが、根柢を挟んだ宮内地区の一部においては小規模な古墳群等(脊戸谷遺跡)が検出されているが、分水嶺を越えた金鑽川の流域においては遺跡が確認されていないことも注目すべき点である。また、神川町教育委員会においても同一事業に伴って隣接する金鑽川流域の大規模な試掘調査が実施されたが、やはり遺跡等が確認されていない。このことは、この周辺が比較的土

地利用に乏しい区域であり、この点を消極的にはあれ裏付けるものであろう。このような谷部や山内が中世初期に積極的に開墾されたことを考えると、この区域の開発状況は注意されるべきであると思う。

00 13世紀代に比定し得ると考えることのできる「菊花双鳥鏡」が、植木の植え替えに際して出土している。平田重之氏の告知による。

01 (坂井、1976)による。また、青柳新宿の八幡神社と元大師の位置関係にも注意しておきたい。

02 (鬼石町教育委員会編、1994)ほか参照。なお、緑野寺と天台密教の布教等については池田敏宏氏のご教示を得た。

03 (千田、1988)に掲載された史料によると、北武蔵なかでも児玉郡およびこれに隣接する多野郡等の区域が四百巻代に集中して出現していることは偶然ではないであろう。

04 この「下八幡」の南側の河川敷には、比較的規模の大きい「中嶋」が存在したことが今日の字名から推定され、17世紀前半にはこの区域の大規模な開墾が実施されたことが知られていることにも注目しておきたい。なお、この中嶋は、秋山川と身馴川の流路の合流点にあたる、中州に相当する区域であろう。

05 ちなみに「大道」は、ダイドウないしタイドウと読むようであるが、児玉の「大道」はオオミチと訓じていることにも注意しておきたい。

06 近世の吉田林村については、根岸篤太郎氏の分析に依拠するところが大きい(根岸、1985)。また、吉田林村の新田開発等については長谷川典明氏の分析を参考とした(長谷川、1989)。

07 吉田林村の近世における新田開発の問題については、別稿(鈴木、2000)で触れるところがある。

08 いま、発掘調査地点の周辺の景観は大きく変貌し、調査区に隣接するかつての幹線であった用水堀には夏草が繁茂している。本章では、児玉郡地域を中心とする歴史的推移の稜線を辿ることによって、逆に変化に乏しい伝統的な基層的枠組について描くことを試みた。ここまでのこの試みは必ずしも成功しているとはいえない。しかし、「農業構造改善事業」をはじめとする農業基盤の「近代化」は、伝統的社会の共同性の具体的基盤の解体を急速に押し進めるものである。このことについては様々な評価があるが、地域研究の資料を保護すべき職業的記録者においては、いままさに、伝統的共同性の基層が失われ、古い地域社会の崩壊が急速に進行している歴史的現場に立ち会っているのだという意識を厳しく喚起すべきであろうと思う。

本章は、この地域に残された不確定の要素からの垣間見に過ぎず、具体的な分析が不十分な観念的な議論を重ねたものであり、多くの不備を抱えていることは否めない。しかし、地域社会の形成を考えてゆくうえでのひとつの作業仮説として、今後の分析のための契機としておきたい。

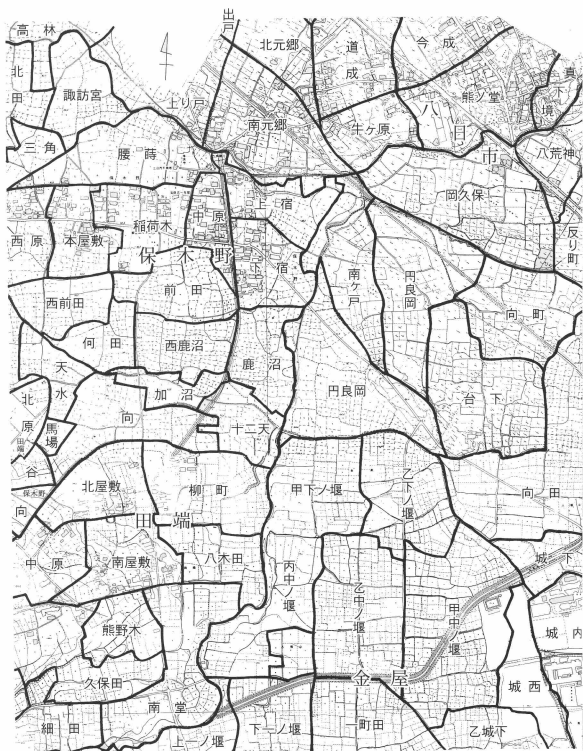
引用参考文献

- 秋池 武 (1998) 「児玉町の中世石造物石材の流通と変遷」『児玉町の中世石造物』児玉町史料調査報告 中世第3集
- 荒井秀規 (1988) 「神奈川古代史素描—ヤマト王権の進出と足柄評の分割—」『考古論叢神奈川』第7集
- 荒川正夫他 (1995) 『大久保山Ⅲ』早稲田大学本庄校地文化財調査報告3
- 荒川正夫 (1998) 『大久保山Ⅵ』早稲田大学本庄校地文化財調査報告6
- 井口泰基 (1997) 「埼玉県北西部における埴輪供給の問題」『土曜考古』第21号
- 石井 進 (1985) 「武蔵国古尾谷谷と児玉郡池屋のことなど」『埼玉県史だより』資料編7
- 井上尚明 (1997) 「道路跡について」『今井川越田遺跡Ⅲ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第191集
- 大熊季広 (1998) 「児玉町山崎上ノ南遺跡の調査」『第31回遺跡発掘調査報告会発表要旨』埼玉考古学会ほか
- 大熊季広 (1998) 「児玉町山崎上ノ南遺跡」『木簡研究』第20号
- 大熊季広他 (1999) 「藤塚遺跡Ⅱ—B2地点の調査—」児玉町文化財調査報告書第33集
- 金鑽俊雄 (1958) 「武蔵国二宮金鑽神社社誌」金鑽神社奉賛会
- 金子彰男他 (1995) 「真下境西・反り町・八荒神北・八荒神南遺跡」神川町教育委員会文化財調査報告書第12集
- 河音能平 (1976) 『王土思想と神仏習合』『岩波講座日本歴史』4
- 栗岡真理子 (1996) 「神川町伝元大師跡の出土遺物について」『研究紀要』第18号 埼玉県立歴史資料館
- 恋河内昭彦 (1993) 『川越田遺跡Ⅱ』児玉町調査会報告第5集
- 恋河内昭彦 (1995) 『飯玉東Ⅱ・高縄田・樋越・梅沢Ⅱ・東牧西分・鶴蒔・毛無し屋敷・石橋』児玉町文化財調査報告書第17集
- 恋河内昭彦 (1997) 『城の内・日延・東田・浅見境北遺跡』児玉町文化財調査報告書第23集
- 坂井久能 (1976) 「武蔵国金鑽神社の研究(上)」『國學院雑誌』第77巻第8号
- 坂本和俊 (1991) 「榛沢郡の成立前夜」『公開シンポジウム中宿遺跡を考える』北武蔵古代文化研究会

- 篠崎 潔 (1999) 『中原・金屋・久保宿・観音院南・光権寺・北原遺跡・大蔵塚』 神川町教育委員会文化財調査報告第18集
- 鈴木徳雄 (1995) 『古代児玉郡の土地利用と方形館の成立』 『偏向・藤塚・柿島・内手・児玉条里遺跡』 児玉町文化財調査報告書 第18集
- 鈴木徳雄 (1996) 『金屋条里周辺の灌漑と開発』 『東鹿沼・藤塚 B 1・児玉条里遺跡』 児玉町文化財調査報告書第21集
- 鈴木徳雄 (1996) 『古代北武蔵の開発と集落』 『月刊文化財』 11月号 No.398
- 鈴木徳雄 (1997) 『古代北武蔵の土地利用と集落』 『日本歴史』 9月号第592号
- 鈴木徳雄 (1998) 『古代北武蔵における灌漑と土地利用』 『治水・利水遺跡を考える』 第7回 東日本埋蔵文化財研究会
- 鈴木徳雄 (1998) 『児玉条里の形成と継続』 『児玉条里遺跡—児玉北部地区—』 児玉町文化財調査報告書第28集
- 鈴木徳雄 (2000) 『児玉条里と地域の景観の形成』 『児玉条里遺跡—九郷地区—』 児玉町文化財調査報告書第34集
- 外尾常人 (1996) 『五明庵寺をさぐる』 『上里町史』 通史編上巻
- 瀧瀬芳之他 (1997) 『今井川越田遺跡Ⅲ』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第191集
- 高橋一夫 (1994) 『東国の中の武蔵古代寺院』 『渡来人と仏教信仰』 雄山閣
- 田中広明他 (1990) 『秋山庚申塚古墳の調査』 『秋山古墳群』 児玉町史料調査報告古代第2集
- 田中広明 (1996) 『武蔵国の加美郡と陸奥国の賀美郡』 『埼玉考古』 第32号
- 田村 誠他 (1998) 『中道遺跡第15・21・23・25地点・中北原遺跡第2・4地点・北下原遺跡』 神川町教育委員会文化財調査報告第17集
- 千田孝明 (1988) 『輪王寺蔵の大般若経について』 『栃木県立博物館研究紀要』 第5号
- 千田孝明 (1989) 『輪王寺本大般若経について』 『埼玉県史だより』 資料編9
- 徳山寿樹他 (1997) 『金佐奈遺跡—A1地点の調査—』 児玉町文化財調査報告書第24集
- 鳥羽政之 (1998) 『律令期集落の成立と変貌(上)』 『土曜考古』 第22号
- 根岸篤太郎 (1985) 『近世吉田林村の構造と動向』 『武蔵国児玉郡吉田林村諸家文書』 児玉町史料調査報告第8集
- 根岸篤太郎 (1987) 『文政十二年御用向日記と近世後期の八幡山町』 『八幡山町史料集—』 児玉町史料調査報告第10集
- 中野幡能 (1985) 『八幡信仰』 塙新書59
- 野口泰宣 (1998) 『中世石造物の概要と特徴』 『児玉町の中世石造物』 児玉町史料調査報告 中世第3集
- 長谷川典明 (1989) 『九郷用水について』 『九郷用水関係資料集』 児玉町史料調査報告第12集
- 平川 南 (1998) 『地方木簡と古代社会』 『今よみがえる信濃の古代』 シンポジウム実行委員会
- 松田 猛 (1996) 『古代の加美郡』 『上里町史』 通史編上巻
- 峰岸純夫 (1978) 『武蔵国児玉郡枝松名について』 『埼玉民衆史研究』 第4号
- 埼玉県神社調査団 (1998) 『埼玉県の神社』 児玉郡 埼玉県神社庁
- 増田逸朗 (1996) 『模様積石室小考』 『調査研究報告』 第9号 埼玉県立さきたま資料館
- 増田一裕 (1987) 『南大通り線内遺跡発掘調査報告書』 本庄市埋蔵文化財調査報告書第9集 第一分冊
- 吉村武彦編 (1999) 『古代を考える継体・欽明と仏教伝来』 吉川弘文館
- 網野善彦 (1987) 『無縁・公界・楽』 平凡社 (平凡社ライブラリー150に再録)
- 鬼石町教育委員会編 (1994) 『古代東国仏教の源流』 新人物往来社
- 上里町史編集専門委員会 (1996) 『上里町史』 通史編上巻
- 児玉町史編さん委員会 (1989) 『九郷用水関係資料集』 児玉町史料調査報告第12集
- 児玉町史編さん委員会 (1990) 『児玉町史』 近世資料編
- 児玉町史編さん委員会 (1992) 『児玉町史』 中世資料編
- 埼玉県教育委員会 (1983) 『鎌倉街道上道』
- 本庄市史編集室 (1986) 『本庄市史』 通史編Ⅰ

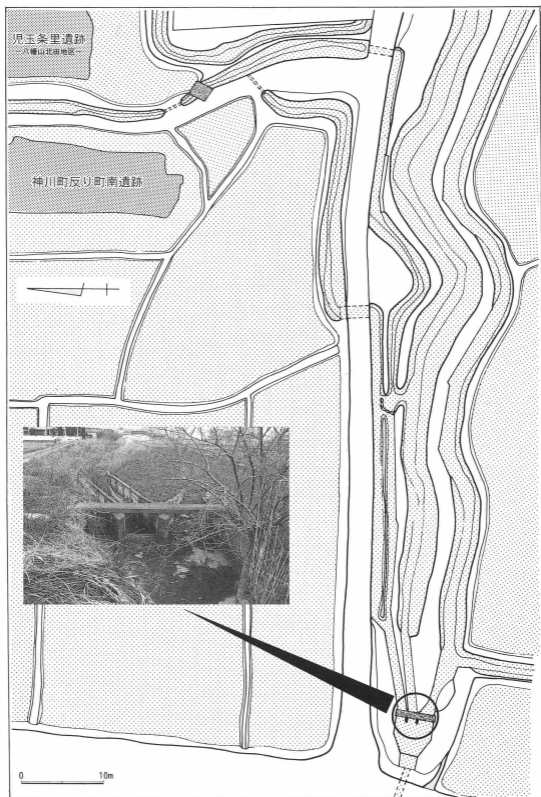


基 图 1



基圖 2





基図3 調査区南側用水路分水形態

図 版





1. 調査区全景



2. 八幡山北田地区堀状遺構(1)

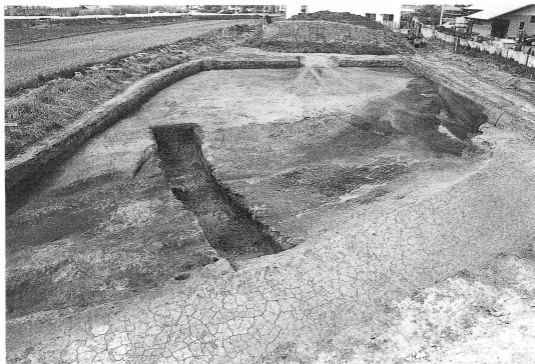
図版 2



1. 八幡山北田地区堀状遺構(2)



2. 調査区東壁土層断面



1. 中央深堀区



2. 中央深堀区土层断面

図版 4



1. 中央深堀区自然木出土状態



2. 調査風景遠景



写真撮影地点 (写真番号で対応)

「女 堀 川」
(上流を臨む、北から)

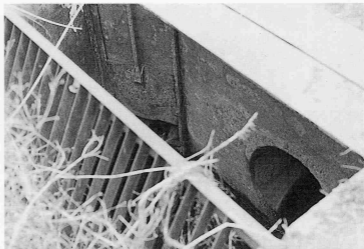
1



図版 6

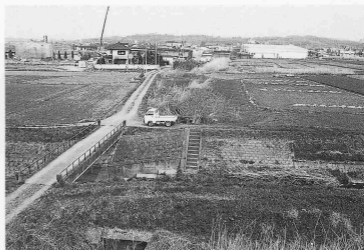
伏せ越しの状態
（「北田」地区、西から）

2



分水堰
（「北田」地区、陸橋
上西から）

3



分水堰
（斜め前方から）

4



小字「北田」を灌溉
する用水路
(南から)

5



取水堰
(「向田」地区、西から)

6



「女堀川」
(橋上より下流を臨む、
西から)

7



図版 8

樋越しの状態
（「樋越」地区、東から）

8



北流する用水路
（前方で二流に分岐、
南から）

9



分岐点
（「高縄田」地区、南から）

10



「旧女堀川」
（「北田」において分水
される、北から）

11



分水堰
（「続ヶ橋」地区）

12



水門
（旧女堀川「樋口」
付近、南から）

13



報 告 書 抄 録

フリガナ	コダマジョウリイセキ							
書名	児玉条里遺跡							
副書名	八幡山北田地区							
シリーズ	児玉町遺跡調査会調査報告書					巻次	第9集	
編集者	鈴木徳雄							
編集機関	児玉町遺跡調査会							
所在地	〒367-0298 埼玉県児玉郡児玉町大字八幡山368 TEL 0495 (72) 1331							
発行日	2000 (平成12) 年6月30日							
所収遺跡	所在地	コード		北緯 (° ' ")	東経 (° ' ")	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡					
児玉条里遺跡	児玉郡児玉町大字 八幡山字北田	113824	121	36° 11' 51"	139° 07' 56"	1995 04 04 1995 04 25	590㎡ 235㎡	店舗建設
	児玉郡神川町大字 八日市字反り町	113832	283			1995 07 17 1995 07 27		
所収遺跡	種別	主な時代		主な遺構	主な遺物	特記事項		
児玉条里遺跡	条里	中世以前～近世		堀状遺構・溝状遺構	特に無し	条里形地割以前の溝を検出		

児玉町遺跡調査会報告書第9集

児玉条里遺跡

— 八幡山北田地区 —

平成12年6月28日印刷

平成12年6月30日発行

発行者 児玉町遺跡調査会

埼玉県児玉郡児玉町大字八幡山368

印刷所 たつみ印刷株式会社

埼玉県深谷市東大沼356